

同	同	川上淳
同	同	澤崎定之
調査員	教授	平井保三
同	同	遠藤宏
同	同	妹尾幹
同	助教授	細川碧
同	同	下總覺三
同	同	城多又兵衛
書記	同	吉田辰雄

(東京音楽學校一覽 自昭和十三年至昭和十四年「三三」(三十四頁))

昭和十四年〜十五年

十四年十二月「音聲研究部細則ヲ改正ス」(東京音楽學校一覽 補遺 自昭和十四年至昭和十五年「沿革略」三頁)となつてゐる。十四年十二月以降の細則は、同『自昭和十六年至昭和十七年』において初めて確認することができる。しかしこれを本項「昭和十一年〜十二年」に前掲のものと比較しても両者に違いはみとめられず、具体的な改正内容を知る手はかりは得られなかつた。

昭和十五年〜二十四年三月

昭和十八年三月に発行された『東京音楽學校一覽 自昭和十六年至昭和十七年』まで、諸掛規程に関する改正が行われた記録はない。戦況の激化にともない、『一覽』は発行されず、諸掛の活動を支える人々が集まりをもつこと自体不可能になり、活動もそのまま立ち消えとなつた。音声研究部部員は『東京音楽學校一覽 自昭和十五年至昭和十六年』では総勢四十名を擁するが、十六年九月十一日付で三十名が部員を解か

れた。また数名の異動があり、同『自昭和十六年至昭和十七年』では十名に縮小されている。

三 諸規程、細則、雑則

本項において取り上げる規則類は、掲載順に以下のとおりである。

- 官費生募集規程 儀式次第 生徒心得細則 寄宿舎規則 圖書貸付規則
- 樂器貸付規則 奏樂堂貸付規則 非常心得 入學志願者心得 甲種師範
- 科生徒學費支給細則 東京音楽學校甲種師範科卒業生服務規則 能樂囃
- 子生徒養成規程 生徒獎勵金給與規程 樂器使用規則 選科規程 聽講
- 生規程 委託生規程 教授會規程 評議員會規程 擔任教官規程 生徒
- 心得大綱 生徒總代規程 物品會計規程細則 職員服務規程 文書處理
- 規程 東京音楽學校學友會規則 生徒服制 文書整理規程 東京音楽學
- 校防空規程 防空實施要項 非常變災處置法 東京音楽學校報國團規程
- 團友規則

明治四十二年〜四十三年

第五 官費生募集規程

第一條 甲種師範科官費生ハ師範學校中學校又ハ修業年限四ヶ年以
上ノ高等女學校ヲ卒業シ身體健全品行方正ナル者ニシテ地方長官
ノ薦學シタル者ノ中ヨリ試験ニヨリテ撰拔ス
前項師範學校中學校高等女學校生徒ニシテ當該學校長ニ於テ本校
ノ入學期以前ニ卒業スベシト認メタル者ハ當該學校卒業生ニ準ス
在學中平時ニアリテ兵役ニ服スベキ者及夫ヲ有スル者ハ入學ヲ許
サズ

第二條 甲種師範科官費生ノ募集ハ學校長ヨリ地方長官ニ通知ス

第三條 學校長ハ第一條ノ外甲種師範科官費生ヲ募集スルコトアル

ベシ

第四條 地方長官ノ薦擧ニ係ル者ハ入學願書ヲ要セズ

〔東京音樂學校一覽 從明治四十二年至明治四十三年〕五九頁

一 祝辭演說

一 合唱(紀念日
歌)

但シ首席研究生伴奏

入學式

一 職員生徒著席

一 校長式辭

一 幹事生徒心得ヲ朗讀ス

一 生徒學籍簿ニ記名

卒業式

一 來賓職員生徒著席

一 報告

一 卒業證書授與

一 校長告辭

一 文部大臣祝辭

一 卒業生總代謝辭

一 音樂演奏

始業式

一 職員生徒著席

一 校長式辭

終業式

一 職員生徒著席

一 校長式辭

一 唱歌(閉校
式歌)

第三條 學校長ハ第一條ノ外甲種師範科官費生ヲ募集スルコトアル

ベシ

第四條 地方長官ノ薦擧ニ係ル者ハ入學願書ヲ要セズ

〔東京音樂學校一覽 從明治四十二年至明治四十三年〕五九頁

第七 雜 則

一 儀式次第

三大節

一 職員生徒著席

一 合唱(君が代)
(開扉)

一 御眞影ニ對シ拜禮

一 祝辭

一 合唱

一 敕語奉讀

一 合唱(勅語奉答)

一 御眞影閉扉

附言

開扉ヨリ閉扉マテ一同起立ノコト

三大節ニハ祝日相當ノ唱歌ヲ合唱シ勅語奉讀及勅語奉答

ノ唱歌ハ天長節ニ限ル

紀念式

一 來賓、職員、生徒著席

一 校長式辭

一 音樂(職員)

二 生徒心得細則

- 第一條 選科生徒ノ外男子ハ本校所定ノ制服制帽女子ハ一定ノ袴ヲ着用シテ登校スベシ若シ止ムコトヲ得ザル事由アリテ本項ニ依ルコト能ハザルトキハ其旨生徒監又ハ生徒掛ニ届出ツベシ
- 第二條 服飾ハ質素ニシテ清潔ヲ旨トシ野卑又ハ華美ニ流ルベカラズ又奢侈ノ物品ハ一切携帯スベカラズ
- 第三條 教科用書参考用書ノ外雜誌稗史小説ノ類ヲ携帯スベカラズ
- 第四條 食事及喫烟ハ控室又ハ指定ノ場所ノ外之ヲ爲スベカラズ
- 第五條 願書及届書ハ總テ之ヲ生徒監又ハ生徒掛ニ差出スベシ
- 第六條 生徒ノ身上ニ異動アリ又ハ保證人ノ資格及居所ニ異動アリタルトキハ保證人ト連署ノ上三日以内ニ届出ツベシ
- 第七條 生徒居所ヲ移轉シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ保證人ト連署ノ上三日以内ニ届出ツベシ但シ父兄保證人ト同居スル者本校職員ノ住宅又ハ自宅ヨリ通學スル者ハ第三號ノ事項ヲ省クコトヲ得
- 一 轉居先郡區町村番地
- 二 宿舍主ノ氏名
- 三 宿舍主ノ職業及其生徒トノ關係
- 第八條 課業又ハ特ニ命ゼラレタルモノ、外受持教員ノ認可ナキ樂曲ヲ自修スベカラズ
- 第九條 女生徒ハ登校ノ際直ニ通信簿ヲ生徒掛ニ差出スベシ
- 第十條 女生徒ハ降校ノ際生徒掛ヨリ通信簿ヲ請取り歸宅ノ後監督者ノ點檢ヲ受クベシ
- 第十一條 校長ノ許可ヲ得ズシテ技藝ヲ演奏シ又ハ之ヲ教授スベカラズ許可ヲ得テ演奏シ又ハ教授スル場合ニハ其狀況ヲ報告セシム

ルコトアルベシ

- 第十二條 左ノ場合ニ於テハ豫メ生徒掛ノ許可ヲ受クベシ
 - 一 指定ノ教授時間及練習時間ノ外教室及練習室ニ入ラントスルトキ
 - 一 男生徒トノ間ニ於テ文書ヲ往復シ又ハ談話等ヲナサントスルトキ
 - 一 集會ヲナサントスルトキ
 - 一 校内ニ掲示ヲナサントスルトキ
 - 一 校内ニアリテ來訪者ニ面會セントスルトキ
 - 一 課業時間中構外ニ出テントスルトキ
 - 第十三條 第八條第九條第十條ハ研究生ニ適用セズ
- ## 三 寄宿舎規則
- 第一條 本校寄宿舎ハ女子部ヲ養和寮ト稱ス
 - 第二條 官費生徒ハ在學中入寮スベキモノトシ私費生徒ハ願ニ依リ入寮セシムルコトアルベシ
 - 但本校ニ於テ適當ト認ムル居所ヨリ通學スル者又ハ特別ノ事情アル者ハ此限ニアラス
 - 第三條 寮生ニシテ疾病ニ罹リタルトキハ醫師ノ診斷ヲ受クベシ其病症ニ依リテハ保證人ニ通知シ下宿セシム
 - 第四條 寄宿料ハ一ヶ月金壹圓トス寮生ハ毎月(八月ヲ除ク)指定期日ニ本校收入官吏ニ之ヲ納付スベシ
 - 但シ月ノ十五日以前ニ退寮シ十六日以後ニ入寮シタル者ハ半額トシ其際之ヲ納付セシム

第五條 食事ハ寮生ノ自炊トシ毎月二十五日其費用ヲ計算シ毎月末

日ヲ以テ支拂曰トス

第六條 生徒入寮ノ際別ニ定ムル處ノ書式ニ從ヒ在寮證書ヲ差出ス
ベシ

私費生ニシテ入寮セントスル者ハ別ニ定ムル處ノ書式ニ從ヒ入寮
願ヲ差出スベシ

第七條 寮生ニシテ自己ノ都合ニ依リ退寮セントスルトキハ其事由
ヲ詳記シ本校ニ願ツベシ

第八條 寮生ハ寮内規約ヲ設ケ校長ノ認可ヲ受ケ之ヲ嚴守スベシ

四 圖書貸付規則

第一條 本校所有ノ圖書ハ凡テ之ヲ書庫ニ收藏ス

第二條 公用ノ圖書ハ分教場主事又ハ各掛主任ニ於テ之ヲ事務室ニ
備付ケ使用スルコトヲ得

第三條 書庫ハ掛員ノ外入ルコトヲ得ズ

但第四條ニ依リ檢索ヲ爲ス者ハ此限りニアラズ

第四條 左ニ掲クル者ハ圖書掛主任ノ承諾ヲ得テ書架ニ就キ圖書ノ
檢索ヲ爲スコトヲ得

教官教員研究生校長ノ許可ヲ得タル者

第五條 圖書ヲ檢索スル者ハ其位置ヲ錯亂セシムベカラズ

第六條 教官及教員ハ教科書用トシテ圖書ヲ借受スルコトヲ得

第七條 教官八十部(三十冊) 以内其他ノ職員ハ三部(九冊) 以内
ニ限り参考用トシテ圖書ヲ借受スルコトヲ得

第八條 生徒ハ教官又ハ教員ノ保認セル圖書ニ限り之ヲ借受スルコ

トヲ得

第九條 官廳學校公共團體又ハ本校ニ緣故アル者ニシテ圖書ヲ借受
セントスル者アルトキハ差支ナキ場合ニ限り校長ノ許可ヲ得テ之
ヲ貸付スルコトアルベシ

第十條 夏期休業中圖書ヲ借受セントスル者ハ校長ノ許可ヲ受クベ
シ

第十一條 圖書ヲ借受セントスル者ハ自ラ書庫ニ至リ定式證書用紙
ニ書名册數番號年月日ヲ詳記シ署名捺印シ生徒ハ教官又ハ教員ノ
保認證印ヲ受ケテ之ヲ出スベシ

第十二條 借受シタル圖書ハ他ニ轉貸スルコトヲ許サズ

第十三條 圖書ヲ借受シタル者ハ借受中保存ノ責ニ任スベシ若シ汚
染毀損シタルトキハ修繕ヲ加フルカ又ハ同一圖書或ハ代金ヲ以テ
其損害ヲ償フベシ

借受シタル圖書ヲ亡失シタルトキハ同一圖書或ハ代金ヲ以テ之ヲ
償フベシ

第十四條 公用ノ圖書汚染毀損又ハ亡失シタルトキハ主事又ハ主任
ヨリ其始末ヲ詳記シテ校長ニ届出ツベシ

前項ノ場合ニ於テ使用者ニ過失怠慢ノ廉アリト認メタルトキハ損
害賠償ノ責ニ任ゼシム

第十五條 公用ノ外同一圖書ハ二部以上之ヲ貸付スルコトナシ

第十六條 公用備付ノ圖書ハ他ニ帶出スルコトヲ許サズ

第十七條 夏期休業中圖書ヲ借受セントスル生徒ハ書名册數ヲ詳記
シ保證人ト連署シタル願書ニ教官又ハ教員ノ保認證印ヲ受ケテ之
ヲ差出スベシ

第十八條 貸付シタル圖書ハ臨時返納セシムルコトアルベシ

第十九條 公用ノ圖書ハ前日迄ニ通知シテ掛員出張ノ上點檢スルコトアルベシ

第二十條 借受シタル圖書使用ヲ了リタルトキハ直ニ之ヲ返納スベシ

但毎學年末指定期日ニハ悉皆之ヲ返納スベシ夏期休業中借受シタル圖書ハ九月十日限り之ヲ返納スベシ

第二十一條 職員ノ退職若クハ轉任シタル者ハ直ニ生徒ノ退學又ハ卒業スベキ者ハ前日迄ニ借受シタル圖書悉皆ヲ返納スベシ

第二十二條 本規則ニ違背シタル者ハ圖書ノ檢索及貸付ヲ停止シ又ハ禁止スルコトアルベシ

第二十三條 貴重圖書ニシテ特別ノ保管ヲ要スルモノ、檢索及貸付ハ本規則ニ依ル限りニアラズ

第二十四條 本規則ニ於テ教官ト稱スルハ雇外國教師ヲ包含シ冊ト稱スルハ圖表等ニ關シテハ幅又ハ枚トス

五 樂器貸付規則

第一條 本校所有ノ樂器ハ教室練習室及奏樂堂ニ備付タルモノ、外凡テ之ヲ樂器室ニ收藏ス

第二條 備付樂器ハ一人ニテ専用スルコトヲ許サズ

第三條 教官及教員ハ教科用又ハ研究用トシテ樂器三種類ニ限り各一個宛借受スルコトヲ得

第四條 生徒ハ教科用又ハ練習用トシテ教官又ハ教員ノ保認セル樂器ニ限り借受スルコトヲ得

第五條 樂器ヲ借受セントスル者ハ定式證書用紙ニ樂器名員數番號

年月日ヲ詳記シ署名捺印シ生徒ハ教官又ハ教員ノ保認證印ヲ受ケテ之ヲ樂器掛ニ差出スベシ

第六條 備付樂器ヲ毀損シタル者ハ直ニ樂器掛ニ届出ツベシ若シ之ヲ怠ルトキハ故意ニ毀損シタルモノト看倣シ修繕費ヲ負擔セシムルコトアルベシ

第七條 圖書貸付規則第九條第十條第十二條第十三條第十七條第十八條第二十條第二十一條ハ樂器ニ關シテ之ヲ準用ス

第八條 規則ニ違背シタル者ハ樂器ノ貸付ヲ停止シ又ハ禁止スルコトアルベシ

六 奏樂堂貸付規則

第一條 音樂上ノ講演或ハ演奏等ヲ舉行センガ爲ニ當校奏樂堂ヲ借用セントラ願出ツル者アルトキハ當校生徒教養上參考トナリ又ハ公共ノ利益トナルベシト認定セルモノニ限り之ヲ許可スルコトアルベシ

第二條 前條ノ出願者ハ講演等ノ目的、方法、日時等ヲ詳記シテ願出ツベシ

奏樂堂備付ノ樂器ヲ共ニ借用セントスル者ハ其種類及個數ヲ併記スベシ

第三條 借用ノ許可ヲ得タル者ハ其日ヨリ五日以内ニ左ノ區別ニ依リ使用料ヲ納付スベシ若該期間ニ之ヲ納付セザルトキハ許可ノ効力ヲ失フモノトス

但既納ノ使用料ハ如何ナル事情アルモ返付セズ

一、奏樂堂使用料

一日五時間以内ニ付

金貳拾五圓

二、備付樂器使用料

ピアノ	甲種一日五時間以内	一臺ニ付	金拾五圓
	乙種同	同	金五圓
オルガン	甲種同	同	金五圓
	乙種同	同	金參圓

第四條 貸付中室内ノ構造裝飾等ノ原形ヲ變更スルヲ許サズ

第五條 當校建物又ハ物品等ヲ毀損シタルトキハ借用者ヲシテ其損

害ヲ辨償セシム

第六條 前條ニ定ムルモノ、外ハ臨機指示スベシ

第七條 當校生徒ニ實技演習ノ爲貸付スル場合ニハ本規則ニ依ルノ

限ニアラズ

第八條 當校卒業生ノ團體ニハ特ニ第三條ノ使用料ヲ徵收セズシテ

貸付スルコトアルベシ

七 非常心得

第一條 本校構内又ハ附近ニ火災アルトキハ職員ハ上官ノ指揮ニ從

ヒ應急處置ヲナスベシ

第二條 非常事變ヲ認知シタル者ハ其旨上官ニ報告シ直チニ御眞影

及勅語ヲ捧持シテ避難スベシ

第三條 執務時間中火災近火又ハ大地震アルトキハ報鐘ヲ急擊シテ

警報スベシ

第四條 職員警報ヲ聽キタルトキハ各掛ニ於テ所屬緊要書類ヲ取纏

メ之ヲ携帯スベシ

第五條 教員授業中警報ヲ聽キタルトキハ直チニ生徒ヲ指揮シテ適

宜避難セシムベシ

第六條 生徒警報ヲ聽キタル時ハ避難所ニ集合スベシ

第七條 避難所ハ玄關前及體操場ノ二ヶ所トス

第八條 火災ノ時防手ハ守衛小使入足ヲ指揮シテ消防ポンプノ裝置

ヲナシ之ヲ運轉スベシ

第九條 執務時間外ニ於テ火災又ハ近火アリタル時ハ宿直員直チニ

校長及幹事ニ急報スベシ

宿直員ハ上官出校迄臨機應急ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十條 夜中火災若クハ近火アル時ハ門前ニ高張提灯ヲ掲ゲ玄關ニ

受付ヲ設クベシ

(東京音樂學校一覽 從明治四十二年至明治四十三年 六七(八二頁))

三 入學志願者心得

一 豫科

豫科ニ於テハ技術ノ專修部門ヲ分タズ本科ニ入ラントスル者ニ必要ナル豫備ノ學科ヲ授ク(學則第八條參看)

豫科ヲ修了シタル後本科ニ於テ修メシムベキ専門學科ハ修業中ノ成績ニ本人ノ志望ヲ參酌シ其ノ適否ヲ審査シテ之ヲ定ム但シ豫科ヲ修了シタル者ト雖モ音樂ニ就キ成業ノ見込ナシト認ムルトキハ本科ニ編入セザルコトアルベク或ハ志願ニヨリ選科ニ編入スルコトアルベシ

豫科入學試験（學則第三十條參看）ハ讀書作文算術日本地理日本歴史英語ニ就キテハ中學校第二學年修了ノ程度ニ於テシ普通樂譜法ハ譜表、音部記號、音名、音符、休音符、音程、拍子、音階、臨時記號雜記號、移調、簡易ナル樂語等ヲ筆答セシメ唱歌ハ(イ)聽音(簡易ナル旋律ヲ與ヘテ之ヲ筆答セシム)(ロ)音階(長旋法)(ハ)音程(ニ)歌曲(小學唱歌集中ヨリ一問題別ニ新曲一題ヲ試驗ヲ行フ)

二 本科

本科ニ於テハ生徒ヲシテ專修セシムベキ部門ヲ定メテ各一部ノ學科ヲ修メシム(學則第八條參看)而シテ器樂部ニ於テハ更ニ各自ノ專修樂器ヲ定メヴァイオリンピアノオルガン、箏又ハ管絃樂器ノ内一科目ヲ課ス

本科在學ノ男子ハ徵兵令第二十三條ニ依リ徵集ヲ猶豫セラレ本科卒業ノ男子ハ徵兵令第十三條ニ依リ一年志願兵トナルコトヲ得
本科卒業ノ者ハ教員檢定規程第五條ニ依リ師範學校中學校高等女學校音樂科又ハ唱歌科ニ關シ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得

三 甲種師範科

甲種師範科入學試験ハ(學則第十九條參看)唱歌ハ豫科入學試験ノ唱歌ト同一ノ程度ニシテ其他ノ科目ハ修業年限四箇年ノ高等女學校卒業ノ程度ニ於テス

甲種師範科在學ノ男子ハ徵兵令第二十三條ニ依リ徵集ヲ猶豫セラレ甲種師範科卒業ノ男子ハ徵兵令第十三條ニ依リ一年志願兵トナルコトヲ得

甲種師範科卒業ノ者ハ教員免許令第三條ニ依リ無檢定ニテ教員免

許狀ヲ授與セラル

甲種師範科生徒ニシテ學資ノ支給ヲ受ケタル者ハ卒業後明治三十五年文部省令第六號ニ依リ服務ノ義務ヲ有ス

四 選科

選科ハ修業年限ハ一學科目ニ付五學年以内トス
選科ノ教授時數ハ一定セズト雖モ現在毎週二回又ハ三回ノ教授ヲナス

選科ノ教授時間ハ午後又ハ夜間ニ至ルヲ以テ他ノ學校ニ在學中ノ者又ハ晝間職務ニ從事セル者ノ入學スルコトヲ妨ゲズ

選科ハ隨時入學ヲ出願スルコトヲ得缺員アル場合ニ限り無試験ニテ入學ヲ許可ス

選科ニ於テ器樂ヲ修メントスル者ノ爲メニハ練習時間ヲ與ヘザルヲ以テ成ルベク自ラ樂器ヲ所持スルヲ便トス

一頁
〔東京音樂學校一覽 從明治四十二年至明治四十三年〕「附錄」一八八頁〜一九

明治四十三年〜四十四年

「第七 雜則」中に「三 甲種師範科生徒學費支給細則」が新たに加わった。これに伴い「寄宿舎規則」は「四」となる。

三 甲種師範科生徒學費支給細則

第一條 甲種師範科官費生徒ノ學費ハ甲種支給及乙種支給ノ二種トス

第二條 支給スベキ學費金額左ノ如シ

甲種支給一箇月 金八圓

乙種支給一箇月 金五圓

第三條 學費ヲ支給スベキ人員ハ學校長之ヲ定ム

第四條 學費ハ毎月末日之ヲ支給ス

但シ休業日ニ當ルトキハ繰下ク

附則

第五條 本規則ハ明治四十三年四月一日ヨリ實施ス

(東京音樂學校一覽 從自明治四十三年至明治四十四年 七四頁)

また「附録」の「入學志願者心得」中、「三 甲種師範科」の最後が次のように変わる。

甲種師範科生徒ニシテ學資ノ支給ヲ受ケタル者ハ卒業後明治四十三年文部省令第三號ニ依リ服務ノ義務ヲ有ス

(前掲書 二〇二〜二〇三頁)

参考のため、明治四十三年文部省令第三号全体を次に掲げる。

文部省令第三號(明治四十三年三月十日)

東京音樂學校甲種師範科卒業生服務規則

第一條 東京音樂學校甲種師範科卒業生ハ卒業證書受得ノ日ヨリ左

ノ期間引續キ教育ニ關スル職務ニ従事スルノ義務ヲ有ス

一 甲種ノ學資支給ヲ受ケタル者ハ五箇年

二 乙種ノ學資支給ヲ受ケタル者ハ三箇年

三 學資ノ支給ヲ受ケザル者ハ二箇年

第二條 東京音樂學校甲種師範科卒業生ハ卒業證書受得ノ日ヨリ左ノ期間文部大臣ノ指定ニ從ヒ奉職スル義務ヲ有ス

一 學資ノ支給ヲ受ケタル者ハ二箇年

二 學資ノ支給ヲ受ケザル者ハ一箇年

第三條 東京音樂學校甲種師範科卒業生ニシテ特別ノ事情ニ依リ第一條ノ義務ヲ履行スルコト能ハザル者ハ其ノ理由ヲ具シ東京音樂

學校長又ハ地方長官ヲ經テ義務ノ猶豫又ハ免除ヲ文部大臣ニ出願スルコトヲ得

前項ニ依リ出願シタル者アルトキハ東京音樂學校長又ハ地方長官ハ事實ヲ審査シ意見ヲ具シ願書ヲ進達スベシ

第四條 東京音樂學校甲種師範科卒業生ニシテ左ノ各號ノ一二該當スル者アルトキハ文部大臣ノ指揮ニ依リ學資ノ支給ヲ受ケタル者ニ在リテハ其在學中ニ於ケル授業費及學資、學資ノ支給ヲ受ケザル者ニ在リテハ授業費ヲ償還セシム但シ情狀ニ依リ其全部又ハ一部ヲ免除スルコトアルベシ

一 第一條ノ義務ヲ履行セサル者

二 服務年限中懲戒免職又ハ免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケタル者

前項授業費ノ金額ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學校長之ヲ定ムベシ

第五條 東京音樂學校卒業生ニシテ服務年限中研究科等ニ入學セム

トスル者アルトキハ時宜ニ依リ許可スルコトアルベシ

第六條 東京音樂學校甲種師範科卒業生ニシテ第三條ニ依リ其ノ義務ヲ猶豫セラレタルトキ又ハ前條ニ依リ研究科等ニ入學シタルトキハ其ノ猶豫又ハ在學ノ期間ハ服務年限ニ算入セス

明治四十四年〜四十五年

三月に改正された寄宿舎規則は次のとおり。

四 寄宿舎規則

- 第一條 寄宿舎ハ本校教育ノ趣旨ニ據リ學徳ヲ修養セシムル所トス
- 第二條 甲種師範科豫科、本科ノ女生徒ハ入舎スベキモノトス
但シ本校ニ於テ適當ト認ムル所ヨリ通學スル者ハ此限リニアラズ
- 第三條 舎内ヲ二部ニ分チ各部ニ部長ヲ置キ各室ニ室長ヲ置ク
部長ハ一學年室長ハ一學期ヲ以テ任期トス
- 第四條 部長ハ各部ノ舎生ヲシテ互選セシメ校長之ヲ命ジ室長ハ各室ノ舎生ヲシテ互選セシメ生徒監之ヲ命ズ
- 第五條 各部各室ニ配當スベキ人員ハ生徒監之ヲ定ム
- 第六條 部長ハ生徒監及生徒掛ノ指揮ニ從ヒ部内ノ取締ヲナシ風儀衛生ニ注意スベシ
- 第七條 室長ハ室内ノ物品整頓及ビ清潔ニ注意シ總テ其責ニ任ズベシ
- 第八條 寄宿料ハ一ヶ月金壹圓五拾錢トス舎費ハ毎月(八月ヲ除ク)一日(休業日ニ當ルトキハ繰下グ)之ヲ納附スベシ
但一日以後入舎スル者ハ即日之ヲ納附スベシ
- 第九條 學業ノ自習技術ノ練習晨起及就寢ノ時限ハ別ニ之ヲ定ム
- 第十條 食事ハ舎生ノ自炊トシ炊事當番ヲ置キテ之ヲ處理セシム

第十一條 舎生ハ毎月一回總員ニテ舎内ノ大掃除ヲナスベシ

第十二條 夏期休業中ハ閉舎ス

第十三條 冬期及春期休業中又ハ特別ノ事情アルトキハ閉舎スルコトアルベシ

第十四條 病氣ニ罹リタル者ハ學校醫ノ診斷ヲ受ケ其指揮ニ從フベシ

第十五條 休業日ハ朝食後ヨリ夕食前迄平日ハ放課後一時間以内外出セシム

第十六條 已ムヲ得ザル事故アリト認ムルトキハ臨時外出ヲ許スコトアルベシ

第十七條 舎生心得ハ別ニ之ヲ定ム

〔東京音楽學校一覽 從明治四十四年至明治四十五年〕七五〜七六頁

大正二年〜三年

大正元年八月三十日に制定された「能樂囃子生徒養成規程」は次のとおり。

第五 能樂囃子生徒養成規程

第一條 本校ニ於テ能樂囃子生徒ヲ養成ス

第二條 本校ニ於テ養成スベキ能樂囃子ノ種類ハ笛、小鼓、大鼓、太鼓ノ四種トス

第三條 能樂囃子生徒ノ定員左ノ如シ

- 一、笛 二人 森田流一人 一噌流一人
- 二、小鼓 四人 幸流三人 大倉流一人

三、大鼓 二人 葛野流一人
高安流一人
四、太鼓 二人 金春流一人
觀世流一人

第四條 學校長ハ能樂囃子生徒定員内ニ於テ各流ノ人員ヲ増減シ又他ノ流派ヲ加フルコトアルベシ

第五條 能樂囃子生徒ノ修業年限ハ七箇年以内トス

第六條 能樂囃子學科目ハ笛、小鼓、大鼓、太鼓、及謠トス

第七條 學科目ハ之ヲ主科副科ニ分チ専門ノ器樂ヲ主科トシ他ノ器樂及謠ヲ副科トス其ノ授業ハ每週主科ヲ三回以上副科ヲ二回以上練習ヲ十二時間以上十八時間以内トス

第八條 左ノ學科目ヲ課外及隨意科目トシテ每週之ヲ課シ尙ホ能樂ニ關スル學術技藝ノ講話ヲ爲スコトアルベシ

修身 一 一回

文藝史大要 二時間以上

國文(書取、作文、習字) 二時間以上

數學(隨意) 若干時

第九條 能樂囃子生徒志望者ノ資格ハ身體健全品行善良年齡滿十二年以上ニシテ尋常小學校ヲ卒業シ若ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ相當ノ樂才アル者タルベシ

第十條 能樂囃子生徒志望ノ者ハ願書^{第一號式}ニ履歷書及^{第二號式}籍謄本ヲ添ヘ願出ツベシ

第十一條 能樂囃子生徒ノ許可ヲ得タル者ハ保證人ト連署ノ上誓約書^{第三號式}ヲ差出スベシ

第十二條 能樂囃子生徒ニハ學資トシテ月額金拾圓以内ヲ支給シ又必要ノ圖書樂器ヲ貸付スルコトアルベシ

第十三條 疾病傷痍又ハ其他ノ事故ニ因リ修業スルコト能ハザル者及成業ノ見込ナキ者ハ退學セシムベシ

第十四條 所定ノ學科目ヲ修了シタル者ハ修了ノ日ヨリ學資ノ支給ヲ受ケタル期間能樂ニ從事シ又本校ノ指定ニ從ヒ演奏スルノ義務アルモノトス

第十五條 保證人及學資ニ關シテハ本校學則第四十四條第四十五條

第四十六條第六十九條第七十條第七十一條ヲ準用ス

第十六條 本規程ハ大正元年九月一日ヨリ施行ス

(東京音樂學校一覽 從大正二年至大正三年 六〇〜六三頁)

大正七年〜八年

次の規程は、大正六年八月に制定された。

第六 生徒獎勵金給與規程

第一條 本校生徒ニシテ學術優良品行方正ナル者又ハ相當ノ成績ヲ有シ品行方正ニシテ特別ノ事情アル者ニハ獎勵ノ爲メ月額金拾五圓以内ヲ給與スルコトアルヘシ

第二條 獎勵金ハ毎月之ヲ支給ス

但シ一ヶ月未滿ノトキハ日割ヲ以テ支給ス

第三條 獎勵金ヲ受クル者ニシテ第一條ノ規定ニ適合セスト認ムヘキ事情生シタルトキハ其支給ヲ取消スモノトス

第四條 休學中ノ者ニハ其期間獎勵金ヲ支給セス

(東京音樂學校一覽 從大正七年至大正八年 四六頁)

大正八年〜九年

この年度以降、「第九 雜則」から「儀式次第」が削除され、「一 生徒心得細則」「二 寄宿舎規則」「三 圖書貸付規則」「四 樂器貸付規則」「五 奏樂堂貸付規則」「六 非常心得」の六項目となる。

大正十一年〜十二年

一に記されているように、大正十年九月、奏樂堂備附樂器の使用料が改正され、十二月、寄宿料が増額となった。その結果、「第九 雜則」は、全体の項目数に変化はないものの順序が入れ替わり、従来の「樂器貸付規則」は「樂器使用規則」に変更された。ここでは、改正条項を含む「一 寄宿舎規則」「三 樂器使用規則」「四 奏樂堂貸付規則」を掲載する。

第九 雜 則

一 寄宿舎規則

- 第一條 寄宿舎ハ本校教育ノ趣旨ニ據リ學徳ヲ修養セシムル所トス
- 第二條 寄宿舎ハ女生徒ニ限り之ヲ收容ス
- 第三條 舎生ハ生徒監ノ指揮命令ニ從フヘシ
- 第四條 寄宿舎ノ各室ニ配當スヘキ人員ハ生徒監之ヲ定ム
- 第五條 各室ニ室長一人ヲ置ク室長ハ各室ノ舎生ヲシテ互選セシメ生徒監之ヲ命ス室長ノ任期ハ一學期間トス
- 第六條 室長ハ室内ノ取締ヲナシ其掃除整頓ニ注意スヘシ
- 第七條 舎生ハ毎月一回舎内ノ大掃除ヲナスヘシ
- 第八條 寄宿料ハ一月金三圓トス毎月（八月ヲ除ク）指定ノ期日ニ之ヲ納付スヘシ但期日以後入舎スル者ハ即日之ヲ納付スヘシ

第九條 夏季休業中ハ閉舎ス又特別ノ事情アルトキハ臨時閉舎スルコトアルヘシ

第十條 入舎ヲ志望スル者ハ保證人連署ノ上入舎願書ヲ差出スヘシ

第十一條 舎生事故ノ爲メ退舎セントスルトキハ保證人連署ノ上願出ツヘシ

第十二條 舎生病氣ニ罹リタルトキハ學校醫ノ診斷ニヨリ休養室ニ入ラシメ又ハ退舎ノ上療養セシムルコトアルヘシ

第十三條 舎生ニシテ寄宿舎生活ニ適セスト認ムル者アルトキハ之ヲ退舎セシム

第十四條 食事ハ舎生ノ自炊トシ炊事當番ヲ置キテ之ヲ處理セシム

第十五條 外出時間ハ日ノ長短ニヨリ別ニ之ヲ定ム但已ムヲ得サル事故アルトキハ臨時外出ヲ許スコトアルヘシ

第十六條 外出セントスル者ハ口頭ヲ以テ生徒掛ニ其行先ヲ届出テ歸舎ノ際ハ直ニ届出ツヘシ

第十七條 門限ニ遅刻シタル者ハ歸舎ノ際直ニ其事由ヲ生徒掛ニ届出ツヘシ

第十八條 外泊シ又ハ歸省セントスル者ハ生徒監ノ許可ヲ受クヘシ

歸省シタルトキハ到着後直ニ届出ツヘシ

第十九條 舎生宛ノ郵便物ハ總テ生徒掛ヲ經由スヘキモノトス

第二十條 學課ノ自習、技術ノ練習、晨起及就寢ノ時限、其他ニ關スル心得ハ別ニ之ヲ定ム

三 樂器使用規則

- 第一條 職員公務上必要アルトキハ本校ノ樂器ヲ借受クルコトヲ得
- 第二條 教員ハ研究用トシテ本校ノ樂器ヲ借受クルコトヲ得

第三條 生徒練習ノ爲メ本校備付ノピアノノ或ハオルガンヲ使用シ又ヴァイオリン或ハセロヲ借受ケントスルトキハ之ヲ許可スルコトアルヘシ

但ピアノ及オルガンハ練習用樂器ニ限り時間ヲ指定シテ之ヲ使用セシムルモノトス

前項以外ノ樂器ヲ借受ケントスルトキハ特ニ學校長ノ許可ヲ受クヘキモノトス

第四條 樂器ヲ借受クルモノハ定式ノ借用證ヲ差出スヘシ

但生徒ハ保證人ノ連署ヲ要ス

第五條 生徒樂器ノ使用又借受ヲ許サレタルトキハ左ノ使用料ヲ納付スヘシ

		一週六時間 以內ニ付	第一學期	第二學期	第三學期
ピアノ			三、〇〇	四、〇〇	二、五〇
オルガン			一、五〇	二、〇〇	一、五〇
ヴァイオリン 但絃ナシ	甲種 一個		三、〇〇	二、五〇	二、〇〇
ヴァイオリン 但絃ナシ	乙種 一個		二、五〇	二、〇〇	一、五〇
セ 但絃ナシ	一個		五、〇〇	四、〇〇	二、五〇

前項ニ掲ケサル樂器ノ使用料ハ別ニ之ヲ定ム

樂器使用料ハ每學期ノ始メ指定ノ期日ニ納付スヘシ

但既納ノ使用料ハ如何ナル事情アルモ之ヲ返付セス

第六條 借受ケタル樂器ハ之ヲ轉貸スヘカラス

第七條 借受ケタル樂器ヲ毀損シ又ハ亡失シタルトキハ之ヲ修理セシメ又ハ代品若ハ代價辨償セシムルモノトス

第八條 借受ケタル樂器ハ毎年三月二十五日マテニ之ヲ返納スヘシ

第九條 職員ノ退職轉任スル者又ハ生徒ノ休學退學スル者ハ其前日マテニ借受ケタル樂器ヲ返納スヘシ

第十條 本規則ニ違背シタル者ニハ樂器ノ使用又ハ借受ヲ停止シ又ハ禁止スルコトアルヘシ

四 奏樂堂貸付規則

第一條 奏樂堂ハ音樂演奏又ハ音樂上ノ講演ニシテ本校生徒ノ教育上參考トナリ又ハ公共ノ利益トナルヘシト認ムルモノノ爲メ之ヲ貸付クルコトアルヘシ

第二條 奏樂堂ヲ借受ケントスル者ハ使用ノ方法及日時ヲ明記シタル願書ヲ差出スヘシ

第三條 借用ノ許可ヲ得タル者ハ五日以內ニ左ノ使用料ヲ納付スヘシ若シ右期間ニ之ヲ納付セサルトキハ許可ヲ取消スヘシ

但既納ノ使用料ハ如何ナル事情アルモ之ヲ返付セス

一 奏樂堂使用料 一日五時間以內ニ付 三月ヨリ十一月マテ 金參拾五圓

十二月ヨリ二月マテ 金四拾五圓

一 樂器使用料 一日五時間以內ニ付

ピアノ

甲種 壹臺

乙種 壹臺

金參拾圓

金貳拾圓

甲種 壹臺 金拾圓
乙種 壹臺 金五圓

第四條 借用中建物又ハ物品ヲ毀損シタルトキハ借用者其損害賠償ノ責ニ任スヘキモノトス

第五條 借用者ハ別ニ定ムル所ニ依リ會場内外ノ整理ニ任スヘキモノトス

第六條 本校職員生徒又ハ卒業者ノ團體ニ奏樂堂ヲ貸付クル場合ニハ第三條ノ使用料ヲ徴收セサルコトアルヘシ

(東京音樂學校一覽 從大正十一年至大正十二年 五六六六一頁)

大正十二年〜十三年

學則改定により新たに設けられた「選科規程」「聽講生規程」「委託生規程」「雜則」を掲載する。

掲載資料はいずれも次年度の『東京音樂學校一覽』である。

第五 選科規程

第一條 選科ノ學科目ハ唱歌、ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、セロ及箏トス

第二條 選科ノ修業年限ハ五箇年以内トシ教授時數ハ一學科目ニ付毎週三時間以内トス

第三條 選科生徒ハ同時ニ二學科目ヲ併修スルコトヲ得

第四條 學年ヲ三學期ニ分ツ其授業ノ期間左ノ如シ

春學期 四月十六日ヨリ七月十日ニ至ル

秋學期 九月十一日ヨリ十二月二十四日ニ至ル

冬學期 一月八日ヨリ三月二十五日ニ至ル

第五條 休業ノ日ハ左ノ如シ

春季休業 三月二十六日ヨリ四月十五日ニ至ル

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

祝日

大祭日

日曜日

本校設立記念日 十月四日

第六條 選科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ所選ノ學科目ヲ修ムルニ堪フル學力アリト認メタル者トス但學力檢定ノ爲メ試験ヲ行フコトアルヘシ

第七條 入學ノ期ハ每學期ノ始トス但缺員アルトキハ臨時入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第八條 入學志願者ハ每學期始業前ニ入學願書ニ履歷書ヲ添ヘ差出スヘシ

第九條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ入學料金參圓ヲ納付スヘシ

第十條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ東京市内若ハ附近ニ住居シ相當ノ資格アル者一人ヲ保證人トシ誓約書ヲ差出スヘシ

第十一條 保證人ハ其ノ保證スル生徒ニ關シ一切ノ責ニ任スルモノトス

第十二條 保證人死亡シ又ハ第十條ノ資格ヲ失ヒタルトキハ更ニ保證人ヲ定メ誓約書ヲ差出スヘシ

第十三條 疾病其他ノ事故ニ因リ退學セントスル者ハ保證人連署ニ

テ願出ツヘシ

第十四條 選科生徒ハ左ノ試験ヲ受クヘキモノトス

第一回試験 入學後三學期以上九學期以内ノ期間ニ於テ

第二回試験 第一回試験ニ合格シ更ニ三學期以上修業シタル後

第十五條 試験ハ委員ヲ設ケテ學期末ニ之ヲ行フ

第十六條 試験ノ評點ハ一學科目一百ヲ以テ滿點トシ六十點以上ヲ

合格トス

第十七條 第二回試験ニ合格シタル者ニハ修了證書ヲ授與ス

第十八條 授業料ハ一學科目ニ付年額金參拾圓トシ左ノ區分ニ依リ

納付スルモノトス

春學期 金九圓 四月十六日ヨリ二十日マテ

秋學期 金拾貳圓 九月十一日ヨリ十五日マテ

冬學期 金九圓 一月十一日ヨリ十五日マテ

臨時入學ヲ許サレタル者ハ直ニ其學期ノ授業料ヲ納付スヘシ

既納ノ授業料ハ如何ナル場合ニモ返付セス

第十九條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ之ヲ除籍ス

一、成業ノ見込ナキ者

一、規定ノ期限内ニ試験ヲ終了セサル者

一、授業料滯納十五日ニ及フ者

第二十條 選科ニハ本校學則第五十九條及第六十條ヲ準用ス

附則

本規程ハ大正十二年四月一日ヨリ施行ス

大正十年十二月三十一日以前ニ入學シタル生徒ハ大正十四年三月

三十一日マテ授業料年額金貳拾圓ヲ納ムルモノトス但ニ學科目ヲ

併修セル者ノ授業料ハ一學科目金貳拾圓他學科目金拾五圓トス

大正十年三月三十一日以前ニ入學シタル生徒ニハ第十四條ノ第一

回試験ヲ免ス

第六 聽講生規程

第一條 聽講生ハ本校研究科所定ノ學科目中二科目以内ヲ選修スル

コトヲ得其修業年限ハ研究科ニ同シ

第二條 聽講生トシテ入學ヲ許可スヘキ者ハ所選ノ學科目ヲ修ムル

ニ堪フル學力アリト認メタル者トス

第三條 入學ノ期ハ每學期ノ始トス

第四條 授業料ハ年額金參拾圓トシ左ノ區分ニ依リ納付スルモノト

ス

第一學期 金九圓 四月廿一日ヨリ廿五日マテ

第二學期 金拾貳圓 九月十六日ヨリ二十日マテ

第三學期 金九圓 一月十六日ヨリ二十日マテ

既納ノ授業料ハ如何ナル場合ニモ返付セス

第五條 聽講生ニハ本校學則第二十三條第二十四條第二十六條第二

十七條第三十五條第三十六條第五十九條及第六十條ヲ準用ス但シ

本科又ハ甲種師範科ノ卒業者ニシテ聽講生トシテ入學セントスル

者ハ入學願書ノ外第二十六條ノ書類ヲ差出スニ及ハス又受験料ヲ

納付スルニ及ハス

附則

本規定ハ大正十二年四月一日ヨリ施行ス

大正十年十二月三十一日以前ニ入學シタル聽講生ノ授業料ハ一學

科目ニ付年額金拾圓以上金貳拾圓以内ノ範圍ニ於テ學校長之ヲ定ム

第七 委託生規程

第一條 本校ハ官廳學校等ノ依囑ニ應シ委託生ノ爲メ特別教授ヲナスコトアルヘシ

第二條 委託生ノ修業年限、學科課程、授業料等ハ委託ノ都度之ヲ定ム

第九 能樂囃子生徒養成規程

第一條 本校ニ於テ能樂囃子生徒ヲ養成ス

第二條 本校ニ於テ養成スヘキ能樂囃子ノ種類ハ笛、小鼓、大鼓、太鼓ノ四種トス

第三條 能樂囃子生徒ノ定員左ノ如シ

- 一、笛 二人 森田流一人 一噌流一人
- 二、小鼓 四人 幸流三人 大倉流一人
- 三、大鼓 二人 葛野流一人 高安流一人
- 四、太鼓 二人 金春流一人 觀世流一人

第四條 學校長ハ能樂囃子生徒定員内ニ於テ各流ノ人員ヲ増減シ又他ノ流派ヲ加フルコトアルヘシ

第五條 能樂囃子生徒ノ修業年限ハ七箇年以内トス

第六條 能樂囃子ノ學科目ハ笛、小鼓、大鼓、太鼓、及謠トス

第七條 學科目ハ之ヲ主科副科ニ分チ專門ノ樂器ヲ主科トシ他ノ樂器及謠ヲ副科トス其ノ授業ハ每週主科ヲ三回以上副科ヲ二回以上

練習ヲ十二時間以上十八時間以内トス

第八條 左ノ學科目ヲ課外及隨意科目トシテ每週之ヲ課シ尙ホ能樂ニ關スル學術技藝ノ講話ヲ爲スコトアルヘシ

修身 一回

文藝史大要 二時間以上

國文(書取、作文、習字) 二時間以上

數學(隨意) 若干時

第九條 能樂囃子生徒志望者ノ資格ハ身體健全品行善良年齡滿十二年以上ニシテ尋常小學校ヲ卒業シ若ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ相當ノ樂才アル者タルヘシ

第十條 能樂囃子生徒志望ノ者ハ願書第一號書式ニ履歷書及第二號書式戶籍

謄本ヲ添ヘ願出ツヘシ

第十一條 能樂囃子生徒ノ許可ヲ得タル者ハ保證人ト連署ノ上誓約

書第三號書式ヲ差出スヘシ

第十二條 能樂囃子生徒ニハ學資トシテ月額金拾圓以内ヲ支給シ又

必要ノ圖書樂器ヲ貸付スルコトアルヘシ

第十三條 疾病傷痍又ハ其他ノ事故ニ因リ修業スルコト能ハサル者

及成業ノ見込ナキ者ハ退學セシムヘシ

第十四條 所定ノ學科目ヲ修了シタル者ハ修了ノ日ヨリ學資ノ支給ヲ受ケタル期間能樂ニ從事シ又本校ノ指定ニ從ヒ演奏スルノ義務アルモノトス

第十五條 保證人及學資ニ關シテハ本校學則第三十條第三十一條第

三十二條第四十七條第四十八條ヲ準用ス

第十六條 本規定ハ大正元年九月一日ヨリ施行ス

〔東京音楽學校一覽 從大正十三年至大正十四年〕四八〜五五頁

「第十一 雜則」においては「三 樂器使用規則」に次の第十一条が追加される。

第十一条 本規則實施以前ニ入學シタル生徒ニハ大正十四年三月三十一日マテ樂器使用料ノ半額ヲ免除スルコトアルヘシ

〔東京音楽學校一覽 從大正十三年至大正十四年〕六六頁

大正十四年〜十五年

四月、聴講料の授業料が増額された。

第六 聴講生規程

第四條 授業料ハ年額金五拾圓トシ左ノ區分ニ依リ納付スルモノトス

第一學期 金拾五圓 四月二十一日ヨリ二十五日マテ

第二學期 金貳拾圓 九月十六日ヨリ二十日マテ

附 則

本規程ハ大正十二年四月一日ヨリ施行ス

第四條ノ改正ハ大正十四年四月一日ヨリ施行ス

〔東京音楽學校一覽 從大正十四年至大正十五年〕五一〜五二頁

昭和三年〜四年

改正部分を記す。附則は従来のものにさらに追加された部分である。

第五 選科規程

第九條 入學志願者ハ檢定料金參圓ヲ納付スヘシ

第十四條 選科生徒ハ左ノ試験ヲ受クヘキモノトス

第一次試験 第一次受験生トシテ入學シ三學期間修業シタル後

第二次試験 第一次試験ニ合格シタル後三學期以上六學期以内ノ期間ニ於テ

修了試験 第二次試験ニ合格シタル後三學期以上六學期以内ノ期間ニ於テ

第十七條 修了試験ニ合格シタル者ニハ修了證書ヲ授與ス

第十八條 授業料ハ一學科目ニ付年額金五拾圓トシ左ノ區分ニ依リ納付スルモノトス

春學期 金拾五圓 四月十六日ヨリ二十日マテ

秋學期 金貳拾圓 九月十一日ヨリ十五日マテ

冬學期 金拾五圓 一月十一日ヨリ十五日マテ

臨時入學ヲ許サレタル者ハ直ニ其ノ學期ノ授業料ヲ納付スヘシ
既納ノ授業料ハ如何ナル場合ニモ返付セス

附 則

第九條、第十四條、第十七條、第十八條ノ改正ハ昭和三年四月十五日ヨリ施行ス

昭和三年一月十五日以前ニ入學シタル者ノ試験及授業料ハ昭和七年十二月三十一日マテ從前ノ規定ニ依ル但シ本規程施行後ニ併修ヲ許サレタル學科目ニ付キテハ此ノ限ニアラス

〔東京音楽學校一覽 自昭和三年至昭和四年〕散失のため「東京音楽學校一覽

自昭和四年至昭和五年」六八（七〇頁）

昭和三年五月、評議委員会規程および教授會規程が、また六月には担任教官規程、生徒心得大綱、生徒心得細則および生徒総代規程が制定された。

第十 諸 規 程

一、教授會規程

第一條 教授會ハ教授及助教授ヲ以テ之ヲ組織ス

第二條 教授會ハ主要ノ事項ニ付諮詢ヲ要スルトキ學校長之ヲ召集ス

第三條 教授會ニハ必要ニ應シ講師ヲ列席セシムルコトアルヘシ

二、評議員會規程

第一條 教授、助教授及講師中ヨリ評議員若干名ヲ置ク

一 職務上ノ議員 教頭、生徒主事及課又ハ掛主任タル教授及助教授

一 互 選 議 員 職務上ノ議員ト同數、任期一學年間

第二條 評議員會ニハ必要ニ應シ員外ノ職員ヲ列席セシムルコトアルヘシ

三、擔任教官規程

第一條 擔任教官ハ當該組生徒ノ學修ヲ督勵シ且學則命令ヲ遵守セシムルコトヲ期スヘシ

第二條 擔任教官ハ學校ト所屬生徒ノ家庭トノ連絡ヲ圖ルヘシ

第三條 擔任教官ハ所屬生徒中怠惰又ハ不品行ノ者アルトキハ其ノ

都度之ヲ訓戒シ情狀重シト認ムルモノハ生徒主事ト合議シ學校長ニ具申スヘシ

第四條 擔任教官ハ學校ノ命令、諭告ヲ當該組生徒ニ傳達スヘシ

第五條 擔任教官ハ所屬生徒ヨリ差出スヘキ諸願届書類ヲ審査シ正當ト認ムルトキハ之ニ捺印スヘシ

第六條 擔任教官ハ成績表及出缺調査表ヲ審査スヘシ

四、生徒心得大綱

第一條 本校生徒ハ教育ニ關スル勅語ノ聖旨ヲ奉戴シ校規ニ遵由セムコトヲ期スヘシ

第二條 本校生徒ハ常ニ醇厚眞摯ノ校風ヲ振興セムコトヲ期シ特ニ左記ノ事項ニ就キ最善ノ努力ヲ致スヘシ

一 報國奉公ノ至誠ヲ捧クルコト

二 和協敬愛ノ至情ヲ養フコト

三 自律獨創ノ特性ヲ培フコト

五、生徒心得細則

第一條 登校ノ際男生徒（研究科生ヲ除ク）ハ制服制帽、女生徒（研究科生ヲ除ク）ハ所定ノ袴ヲ着用スヘシ若シ已ムヲ得サルトキハ其ノ旨生徒主事ニ届出ツヘシ

第二條 身上又ハ宿所ニ異動アリタルトキハ保證人連署ヲ以テ三日以内ニ届出ツヘシ但シ其ノ宿舍主ノ職業及生徒トノ關係ヲ明記スヘシ

第三條 願届書ハ特ニ指定シタルモノノ外ハ總テ擔任教官ヲ經テ生徒主事ニ差出スヘシ

第四條 生徒ハ如何ナル事情アルモ本校職員ニ就キ私ニ教授ヲ受ク

ルコトヲ得ス又學校長ノ許可ヲ得スシテ技藝ヲ教授スヘカラス
第五條 生徒ハ學校長ノ許可ヲ得スシテ學校以外ニ於テ各自專攻ノ
技藝ノ教授ヲ受ケ又ハ技藝ヲ教授スヘカラス

第六條 男女生徒ノ交際ハ公務ニ關スル場合ヲ除キ嚴ニ遠慮スヘシ
第七條 食事及喫煙ハ控室又ハ指定ノ場所ノ外爲スヘカラス又吸殻

ハ必ラス唾壺ニ投棄スヘシ

第八條 建物又ハ器物ヲ毀損シタル者ニ對シテハ事情ニ依リ辨償セ
シムルコトアルヘシ

第九條 學校ノ示達ハ揭示場ニ就キ承知スヘシ

揭示後三日ヲ經タルモノハ一般ニ知了シタルモノト見做ス

第十條 揭示ヲ爲サムトスルモノハ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

第十一條 學校ノ内外ヲ問ハス集會ヲ爲サムトスルトキハ之カ代表
者タル者其ノ目的、日時、場所、會費等ノ事項ヲ具シ前日迄ニ生
徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

第十二條 集會ノ爲メ校舍ヲ使用セムトスルトキハ教務課ノ許可ヲ
受クヘシ

第十三條 校外ニ於ケル集會ハ風紀ヲ害シ冗費ヲ要スル虞ナキ場所
ニ於テ之ヲ開クヘシ

第十四條 定期ノ集會ヲ創設セムトスル時ハ生徒主事ヲ經テ學校長
ノ許可ヲ受クヘシ之ヲ解散シタル時ハ直ニ届出ツヘシ

六、生徒總代規程

第一條 各學年ニ生徒總代男女各一名ヲ置ク

第二條 生徒總代ハ擔任教官指導ノ下ニ其ノ學年ニ關スル諸般ノ要
務ニ任スルモノトス

第三條 生徒總代ハ其ノ學年生徒ノ互選セル候補者男女各二名中ヨ
リ學校長之ヲ任命ス但シ新入學ノ學年ニ在リテハ前項ノ規定ニ依
ラサルコトアルヘシ

第四條 生徒總代ノ任期ハ一學年間トス

第五條 生徒總代ハ當該學年ノ統一秩序及風紀ノ振作ニ務ムヘシ

〔東京音樂學校一覽 自昭和四年至昭和五年〕七六〜八〇頁

昭和四年〜五年

四月、選科の学科目に長唄が加えられた。

第五 選科規程

第一條 選科ノ學科目ハ唱歌、ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、
セロ、箏及長唄トス

〔東京音樂學校一覽 自昭和四年至昭和五年〕六七頁

この年度より「雜則」は「物品會計規程細則」を加え、「第十二 雜
則」となる。

第十二 雜 則

一、物品會計規程細則

第一款 總 則

第一條 本校ノ所有ニ屬スル物品ハ文部省直轄各部物品會計規程及
本細則ニ依リ取扱フ

第二款 出 納

第二條 物品出納ノ命令ハ總テ校長ノ檢印アル文書ヲ以テ之ヲ爲ス
第三條 通常所要ノ物品ハ其ノ豫定數ニ基キ又臨時所要ノ物品ハ請
求ノ時々校長之ヲ勘査シ出納ノ命令ヲ爲ス

第四條 物品請求ヲ爲サントスルトキハ請求書用紙ニ品目、數量及
所要ノ目的等ヲ記入シ捺印ノ上物品會計官吏ニ差出スヘシ

第五條 物品會計官吏前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ之ヲ在來品ト新
調品トニ區別シ定數内ノ在來備品ナルトキハ直ニ之ヲ支給シ新調
品、臨時品及消耗品ナルトキハ其ノ都度校長ノ決裁ヲ得テ支給ス
ヘシ

第六條 物品ノ支給ヲ受ケタルトキハ受領ノ證トシテ會計課備置ノ
帳簿又ハ用紙ニ捺印シ然ル後現品ヲ引取ルヘシ

第七條 物品ノ購買、修理、賣却等ニ關スル事務ハ一切會計課ニ於
テ取扱フヘシ

第八條 各課掛ヨリ不用ニ屬スル物品ヲ返付シタルトキハ物品會計
官吏之ヲ審査シ受領ノ手續ヲナスヘシ但シ異狀ヲ發見シタルトキ
ハ其ノ事實ヲ具シ校長ノ決裁ヲ受クヘシ

第三款 保管及監督

第九條 受入物品ハ物品會計官吏之ヲ倉庫ニ藏置シ保管スヘシ但シ
一時倉庫外ニ置クトキハ相當取締ヲ付スヘシ

第十條 使用中ノ物品ハ物品會計官吏ニ於テ左ノ各號ニ依リ之ヲ監
督スヘシ

一、各課掛ノ消耗品受拂簿ヲ三ヶ月毎ニ消耗品支給簿ニ照査スル
事

二、毎年一回備品支給簿及消耗品支給簿ヲ以テ各課掛ニ就キ現品

ヲ査閲シ及各課掛ノ備品監守簿ノ調査ヲナシ校長ニ報告スルコ
ト

三、前項ノ場合ニ於テ物品使用上ニ就キ意見アルトキハ校長ニ具
申スルコト

第十一條 共用物品ノ監守及取扱方ヲ明瞭ナラシムル爲各課掛及分
教場ニ物品監守者各一人ヲ置ク

第十二條 常用消耗品ノ受渡ヲナサシムル爲庶務課、教務課、會計
課、樂器掛及分教場ニ消耗品受渡主任者各一人ヲ置ク

第十三條 物品監守者及消耗品受渡主任者ハ校長之ヲ命ス

第十四條 專用物品ハ各自之ヲ監守シ其ノ責ニ任スヘシ

第十五條 共用物品ノ監守及取扱上不都合ノ廉アルトキハ物品監守
者其ノ責ニ任スヘシ

第十六條 常用消耗品ノ監守及取扱上不都合ノ廉アルトキハ當該受
渡主任者其ノ責ニ任スヘシ

第十七條 各課掛ニ於テ物品ヲ毀損又ハ亡失シタルトキハ當該物品
監守者若ハ消耗品受渡主任者ハ其ノ實況ヲ詳記シ會計課ニ通告ス
ヘシ

第十八條 物品ノ亡失、毀損又ハ向來所要ノ目的ナシト認ムルモノ
アルトキハ物品會計官吏其ノ事實ヲ具シ校長ノ處決ヲ求ムヘシ

第十九條 各課掛ニ於テ不用ニ屬シタル物品アルトキハ直ニ之ヲ會
計課ニ返付シ受領ノ證トシテ帳簿ニ物品會計官吏ノ捺印ヲ受クヘ
シ

第四款 檢 閱

第二十條 物品檢閱委員ノ數ハ三人以內トシ毎年四月校長之ヲ命ス

但シ其ノ任期ハ滿一箇年トス

第二十一條 檢閲ハ定期、臨時ノ二トシ定期檢閲ハ毎年七月乃至九月ニ臨時檢閲ハ臨時ニ之ヲ施行スルモノトス

第二十二條 物品檢閲ノ時日ハ豫メ檢閲委員ヨリ各課掛ニ通牒スヘシ

第二十三條 物品檢閲委員ノ検査スヘキ要項ハ左ノ如シ

- 一 物品保管ノ適否
- 一 備品使用ノ適否
- 一 消耗品消費ノ適否
- 一 物品缺損ノ有無
- 一 備品消耗品支給定數ノ適不足

第二十四條 物品檢閲ノ際ハ責任者其ノ席ニ列シ檢閲委員ノ質問ニ答フヘシ但シ公務上差支アルトキハ代理者ヲ出スコトヲ得

第二十五條 物品檢閲上故障ヲ發見シタルトキハ檢閲委員ハ當該責任者ヨリ顛末書ヲ差出サシムヘシ

第二十六條 物品檢閲委員其ノ檢閲ヲ終リタルトキハ檢閲ノ狀況ヲ校長ニ報告スヘシ但シ物品取扱上ニ付意見アルトキハ併テ具申スヘシ

第五款 帳簿

第二十七條 物品會計官吏ノ設クヘキ帳簿ハ左ノ如シ

- 一 備品出納簿
- 二 消耗品出納簿
- 三 圖書出納簿
- 四 樂器機械出納簿
- 五 備品支給簿
- 六 圖書支給簿
- 七 樂器機械支給簿

第二十八條 物品監守者ノ設クヘキ帳簿ハ左ノ如シ

- 一 備品監守簿
- 二 圖書監守簿
- 三 樂器機械監守簿

第二十九條 消耗品受渡主任者ハ物品ノ受渡ヲ明確ニスル爲消耗品受拂簿ヲ設クヘシ

第三十條 本款ニ規定スル帳簿ノ外各取扱者ハ便宜補助簿ヲ設クルコトヲ得

第三十一條 從來取扱ノ帳簿ニシテ本款ニ規定スル帳簿ノ代用ヲ爲スモノハ當分ニ之ヲ使用スルコトヲ得

(明治三十六年三月二十五日認可)

(「東京音樂學校一覽 自昭和四年至昭和五年」八八〜九二頁)

昭和五年〜六年

昭和五年二月、選科規程と聴講生規程が一部改正となる。

音庶第九號

別紙ノ通り本校選科規程並聴講生規程改正致度ニ付御許可相成度此段及上申候也

昭和五年壹月十五日

東京音樂學校長 乘杉嘉壽印

文部大臣 田中隆三殿

選科規程中改正案

第四條中「春學期」ヲ「第一學期」ニ、「四月十六日ヨリ」ヲ「四

月十一日ヨリ」ニ、「秋學期」ヲ「第二學期」ニ、「冬學期」ヲ「第三學期」ニ改ム

第五條中「四月十五日」ヲ「四月十日」ニ改ム

第十八條 授業料ハ一學科目ニ付年額金五拾圓トシ左ノ區分ニ依リ徵收ス其ノ期日ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第一學期 金拾五圓

第二學期 金貳拾圓

第三學期 金拾五圓

臨時入學又ハ二學科目併修ヲ許サレタル者ハ直ニ其ノ學期ノ授業料ヲ納付スヘシ

授業料徵收期日前退學ヲ許サレタル者及第十九條ニ依リ除籍セラレタル者ハ其ノ學期ノ授業料ヲ徵收セサルコトアルヘシ
既納ノ授業料ハ如何ナル場合ニモ之ヲ返付セス

第十九條第三號ヲ左ノ如ク改ム

三、所定ノ期限内ニ授業料ヲ納付セサル者

附 則

本規程ノ改正ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(規程改正ヲ要スル理由)

一、第四條及第五條中ノ改正ハ從來春季休業稍々長キニ失シ生徒ノ學修氣分ヲ減殺スル虞アルト普通ノ例ニ依リテ學期名ヲ定ムルノ便ナルニ依ル

二、第十八條及第十九條ノ改正ハ前記後段ノ事由アルト授業料ノ徵收期日等ハ細則ヲ以テ別ニ之ヲ定ムルヲ適當ト認メ且從前ノ規

程事項ニ不備ノ點アリタルニ由ル

聽講生規程中改正案

第四條 授業料ハ本校學則第四十三條及第四十五條中研究科ニ關スル規定ヲ準用ス

附 則

本規程ノ改正ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(改正ヲ要スル理由)

一、研究科ニ關スル規定ヲ準用スルヲ便トスルニ由ル尙學則第四十五條ハ本月十五日音庶第八號ヲ以テ別途改正方上申中屬ス

文部大臣よりの指令案は次のとおり。

東音專四號 裁決定2月13日 發送2月13日

昭和四年一月二十四日起案

東京音樂學校學則竝諸規則中改正ノ件

指 令 案

東京音樂學校

昭和五年一月十五日音庶第八號申請學則中改正ノ件許可ス

年 月 日

文 部 大 臣

案ノ二

東京音樂學校

昭和五年一月十五日音庶第六號申請寄宿舎規則、樂器使用規則並奏樂堂貸付規則中改正ノ件許可ス

年月日

文部大臣

案ノ三

東京音樂學校

昭和五年一月十五日音庶第九號申請選科規程並聽講生規程中改正ノ件許可ス

年月日

文部大臣

(備考)

改正ノ要旨左ノ如シ

一、學則

授業料ノ徵收期日ヲ學則中ヨリ削除シ細則ヲ以テ之ヲ定メントス

其ノ他春季休業ノ短縮、生徒ノ保證人タルベキ者ノ居所ノ制限、除籍要件ノ中「授業料ノ滞納十五日ニ及フ者」ヲ「所定ノ期限内ニ授業料寄宿料又ハ樂器使用料ヲ納付セザル者」ニ改メントス

二、寄宿舎規則

寄宿料ノ月額割ヲ年額トシ、更ニ之ヲ三學期ニ區分シテ徵收セントス

三、樂器使用規則

パイプオルガンノ使用料ヲ定メ、ヴィオリン^マノ甲種乙種ヲ廢シ一種類トス

四、奏樂堂貸付規則

樂器使用料中オルガン及ビピアノノ乙種ヲ廢シ、新ニパイプオルガンノ使用料ヲ定ム

五、選科規程

授業料ノ徵收期日ヲ削除シ細則ヲ以テ之ヲ定メントス、又臨時入學、二科目併修及ビ授業料徵收期前退學ノ場合ニ於ケル徵收方法ヲ定ム

六、聽講生規程

授業料ノ徵收方法ニ關シ學則中ノ研究科ノ規定ヲ準用セントス

(自大正十四年三月至昭和二十三年七月 東京音樂學校規則 第二册)

(手書き)

『東京音樂學校一覽 自昭和五年至昭和六年』中ノ改正箇所は以下のとおりである。

第五 選科規程

第四條 學年ヲ三學期ニ分ツ其ノ授業ノ期間左ノ如シ

第一學期 四月十六日ヨリ七月十日ニ至(ル)

第二學期 九月十一日ヨリ十二月二十四日ニ至ル

第三學期 三月八日ヨリ三月二十五日ニ至ル

第十八條 授業料ハ一學科目ニ付年額金五拾圓トシ左ノ區分ニ依リ

徴收ス其ノ期日ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第一學期 金拾五圓

第二學期 金貳拾圓

第三學期 金拾五圓

臨時入學又ハ二學科目併修ヲ許サレタル者ハ直ニ其ノ學期ノ授業料ヲ納付スヘシ

授業料徴收期日前退學ヲ許サレタル者ハ其ノ學期ノ授業料ヲ徴收セサルコトアルヘシ

既納ノ授業料ハ如何ナル場合ニモ返付セス

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ除籍ス

一 成業ノ見込ナキ者

二 規定ノ期限内ニ試験ヲ終了セサル者

三 所定ノ期限内ニ授業料ヲ納付セサル者

附 則

本規程ハ大正十二年四月一日ヨリ施行ス

昭和參年一月十五日以前ニ入學シタル者ノ試験及授業料ハ昭和七年十二月三十一日マテ從前ノ規定ニ依ル但シ本規程施行後ニ併修ヲ許サレタル學科目ニ付キテハ此限ニ在ラス

第六 聽講 生規程

第三條ノ二 聽講生ニシテ修了試業ヲ願出テ之ニ合格シタル者ニハ修了證書ヲ授與ス

修了試業ハ本校學則第三十九條中研究科ニ關スル規定、第四十條及第四十二條ヲ準用ス

第四條 授業料ハ本校學則第四十三條及第四十五條中研究科ニ關スル規定ヲ準用ス

〔東京音樂學校一覽 自昭和五年至昭和六年〕七六〜八〇頁

〔雜則〕中の改正箇所は以下のとおり。

四、寄宿舎規則

第八條 寄宿料ハ年額金參拾圓トシ左ノ區分ニ依リ徴收ス其ノ期間等ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第一學期 金九圓

第二學期 金拾貳圓

第三學期 金九圓

徴收期日後入舎シタル者ノ寄宿料ハ其ノ月分ヨリ月額金參圓ノ割合ヲ以テ徴收ス

前項ノ月割額ハ一箇月未滿ノ場合ト雖之ヲ一箇月トシテ計算ス既納ノ寄宿料ハ如何ナル場合ニモ之ヲ返付セス

六、樂器使用規則

第五條 生徒樂器ノ使用又ハ借受ヲ許サレタルトキハ左ノ使用料ヲ納付スヘシ

ピ ア ノ	一週六時間 以內ニ付	第一學期 二、〇〇圓	第二學期 二、五〇圓	第三學期 一、五〇圓
オル ガン	同	一、〇〇圓	一、二〇圓	、八〇圓

パイプオルガン	同	四、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇
ヴァイオリン 但シ絃ナシ	一個	三、〇〇〇	二、五〇〇	二、〇〇〇
セ 但シ絃ナシ	一個	五、〇〇〇	四、〇〇〇	二、五〇〇

前項ニ掲ケサル樂器ノ使用料ハ別ニ之ヲ定ム
樂器使用料ハ每學期ノ始メ指定ノ期日ニ納付スヘシ但シ既納ノ使
用料ハ如何ナル事情アルモ之ヲ返付セス

七、奏樂堂貸付規則

一 樂器使用料 一日五時間以内ニ付

ピアノ	壹臺	金參拾圓
パイプオルガン	壹臺	金參拾圓

なお、この年度より「第十二 雜則」は次の九項となる。新たに加わ
つた「一」「二」「八」を掲げる。

- 一 職員服務規程
- 二 文書處理規程
- 三 物品會計規程細則
- 四 寄宿舎規則
- 五 圖書規則
- 六 樂器使用規則
- 七 奏樂堂貸付規則
- 八 授業料等徴收細則
- 九 非常心得

第十二 雜 則

一、職員服務規程

一 職員ノ服務

- 第一條 職員ハ出勤時限前ニ登校スヘシ
- 第二條 校務繁劇ナルトキ若ハ臨機處理ヲ要スルモノアルトキハ執
務時間外又ハ休日ト雖服務スヘシ
- 第三條 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ缺勤セムトスルトキハ其ノ事由ヲ
具シ出勤時限前ニ届出ツヘシ但シ疾病ノ爲引續キ缺勤七日ヲ超ユ
ルトキハ其ノ届書ニ醫師ノ診斷書ヲ添付シ爾後十四日毎ニ同様ノ
手續ヲ爲スヘシ
- 遅刻又ハ早退ヲ爲ストキモ亦前項ニ準シテ届出ツヘシ
- 第四條 忌服ヲ受クルトキハ死者トノ續柄、死者ノ氏名並死亡月日
ヲ記シ届出ツヘシ
- 第五條 父母ノ祭日ニ休暇ヲ要スルトキハ前日中ニ届出ツヘシ
- 第六條 轉地療養又ハ父母ノ看病ノ爲休暇ヲ得テ旅行セムトスルト
キハ其ノ事由旅行期日及旅行先ヲ記シ願出ツヘシ但シ轉地療養ノ
場合ハ醫師ノ診斷書ヲ父母ノ看病ノ場合ハ電報又ハ信書ヲ添付ス
ヘシ
- 第七條 賜暇中若ハ休業中旅行セムトスルトキハ旅行期日及旅行先
ヲ記シ出發前ニ届出ツヘシ
- 第八條 出張ヲ命セラレタルトキハ出發及歸校ノ日ヲ届出ツヘシ
復命書ハ歸校後五日以内ニ差出スヘシ但シ簡單ナル事項ハ口頭ヲ
以テ復命スルコトヲ得

第九條 新任者ハ著任ノ日ヨリ七日以内ニ履歷書及住所届ヲ差出ス

ヘシ

住所ヲ移轉シ又ハ氏名族籍等ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度届出ツヘシ

第十條 官廳其ノ他ヨリ本校ヲ經由セスシテ辭令書ヲ受ケ其ノ事項ノ履歷ニ關スルモノアルトキハ其ノ都度届出スヘシ

第十一條 轉任、免官、休職等ノ場合ハ直ニ擔當事務及物品ノ引繼ヲ爲スヘシ

第十二條 校務ニ關スル事件及文書ハ學校長ノ許可アルニ非サレハ之ヲ他人ニ開示シ若ハ閱覽セシムルコトヲ得ス

第十三條 學校若ハ其ノ附近ニ於テ非常變災アルトキハ速ニ登校シ臨機ノ處置ヲ爲スヘシ

第十四條 職員ハ校長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ報酬ノ有無ニ拘ラス他ノ職務ニ從事スルコトヲ得ス講習會等ノ講師ト爲リ若ハ演奏會等ニ出演スル場合亦同シ

二 宿直ノ服務

第十五條 事務職員ハ輪番ヲ以テ宿直スヘシ

分教場勤務ノ事務職員ハ専ラ分教場ノ宿直ニ服スヘシ但シ其ノ必要ナキ場合ハ前項ノ宿直ニ服セシムルコトアルヘシ

第十六條 宿直ノ時間ハ平日ハ退出時限ヨリ翌日ノ登校時限マテ休日ハ登校時限ヨリ翌日ノ登校時限マテトス

第十七條 左ノ各號ノ一二當ルトキハ宿直ヲ免ス

一 出張ノ前日、出張中及歸校ノ翌日

二 賜暇中

三 忌引中

四 新任者著任ノ日ヨリ七日間

五 前各號ノ外學校長ニ於テ除直ノ必要アリト認メタルトキ宿直ニ當ル日疾病其ノ他ノ事故ニ因リ缺勤シタルトキハ其ノ出勤シタル翌日以後ニ於テ之ヲ補ハシム但シ引續キ缺勤三日ヲ超ユルトキハ除直ス

第十八條 宿直員ノ任務概ネ左ノ如シ

一 校舍各室ノ鎖鑰ヲ管守スルコト

二 巡視、小使等ヲ監督シテ校舍内外ノ取締ヲ爲スコト

三 到達シタル文書、物件等ヲ受領スルコト

四 火器其他火災ノ虞アル器物ニ對シ特ニ留意スルコト

至急ヲ要スル文書ノ到達シタルトキ及重要事件アルトキハ直ニ學校長ニ報告スヘシ

第十九條 宿直員ハ勤務中學校ヲ離ルルコトヲ得ス

第二十條 宿直員ハ勤務中非常ノ異變アルトキハ直ニ學校長ニ急報スルト同時ニ臨機ノ處置ヲ爲スヘシ

第二十一條 宿直員勤務ヲ了リタルトキハ勤務中ノ事項ヲ宿直日誌ニ記載シ到達文書物件等ヲ添ヘテ庶務課ニ引繼グヘシ但シ休日ノ場合ハ次番者ニ引繼クヘシ

第二十二條 本規程ノ實施上ニ關スル事項ハ經伺ノ上庶務課ニ於テ之ヲ定ム

二、文書處理規程

第一條 本校ニ到達シタル文書ハ庶務課ニ於テ之ヲ收受シ文書收受並配布簿ニ收受月日及件名等ヲ記入シテ主管課又ハ掛ニ配付シ受領印ヲ徴スヘシ但シ親展文書ハ封緘ノ儘學校長ニ提出スヘシ

第二條 左ノ種類ニ屬スル文書ハ前條ノ手續ニ依ラスシテ主管課又ハ掛ニ配付シ若ハ主管課又ハ掛ニ於テ直接之ヲ收受スルコトヲ得

一 定例ニ依ル職員及生徒ノ願届書類

二 入學願書類

三 購入又ハ寄贈ノ官報、圖書、雜誌、新聞紙及會報ノ類

四 商店及製造所等ノ廣告書類

第三條 各課又ハ掛ニ於テ文書ヲ受ケタルトキハ直ニ文書整理簿ニ之ヲ登記シ處分ヲ要スルモノハ速ニ其ノ案ヲ具シ學校長ノ決裁ヲ經テ之ヲ處理スヘシ但シ處分ヲ要セスト認ムルモノハ之ヲ學校長ニ供閱スヘシ

事件ノ種類ニ依リ直ニ處分案ヲ提出シ難キモノハ學校長ニ供閱シ其ノ指揮ヲ受ケテ之ヲ處理スヘシ

第四條 親展文書ヲ學校長ヨリ下付セラレタルトキハ直ニ親展文書整理簿ニ登記シテ前條ノ手續ヲ爲スヘシ

第五條 決裁済ノ文書ニシテ發送ヲ要スルモノハ主管課又ハ掛ニ於テ淨寫及校合ヲ了ヘ原議ヲ添ヘテ庶務課ニ回付シ學校印又ハ學校長印押捺ノ上文書整理簿(又ハ親展文書整理簿、以下之ニ倣フ)ニ記入シ記號及番號ヲ付シテ之ヲ發送スヘシ

文書ヲ發送スルニ際シ親展、書留、速達、配達證明等特別ノ取扱ヲ爲スモノハ原議ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第六條 受發文書ニ付スヘキ記號及番號ハ左ノ通トス但シ番號ハ曆年毎ニ之ヲ更新スヘシ

音教第何號 教務課

音生第何號 生徒課

音庶第何號 庶務課

音會第何號 會計課

音圖第何號 圖書課

音樂第何號 樂器掛

音分第何號 分教場掛

親展文書ノ記號ハ夫々音教祕、音生祕、音庶祕、音會祕、音圖祕、音樂祕、又ハ音分祕トシテ番號ハ別途ニ之ヲ付スヘシ

同一事件ニ屬スル往復文書ハ事件ノ完結スルマテ同一番號ヲ用フヘシ

第七條 他ノ課又ハ掛ノ事務ニ關係アル事項ハ其ノ課又ハ掛ニ事ノ例規ニ屬スルモノハ庶務課ニ協議スヘシ

第八條 教務課、生徒課、庶務課、圖書課又ハ分教場掛ヨリ學校長ニ提出スル文書ハ夫々幹事、生徒主事又ハ分教場主事ヲ經由スヘシ

第九條 現金、金券又ハ物品ヲ添付シタル文書ニ在リテハ文書收受並配布簿及文書整理簿ニ現金添付、金券添付等ト附記スヘシ

第十條 機密文書ハ學校長ノ許可ナキ限り他ニ之ヲ示スヘカラス

第十一條 執務時間外至急ヲ要スル事件ニシテ本規程ニ依ルノ違ナキ場合ハ便宜本規程ニ定ムル手續ヲ省略スルコトヲ得但シ翌日

(翌日ノ休日ニ當ル場合ハ其ノ翌日) 其ノ手續ヲ爲スヘシ

第十二條 事件ノ完結シタル文書ハ當該文書及文書整理簿ニ其ノ旨ヲ記入スヘシ但シ名簿、臺帳等ニ記入又ハ改竄ヲ要スルモノハ之ヲ了ヘタル後ニアラサレハ完結セサルモノトス

八、授業料等徴收細則

第一條 授業料、寄宿料及樂器使用料ノ徴收期日左ノ通定ム

本科、豫科、研究科 選科
及師範科

第一學期 四月十六日ヨリ十八日マテ 四月十一日ヨリ十三日マテ

第二學期 九月十六日ヨリ十八日マテ 九月十一日ヨリ十三日マテ

第三學期 一月十三日ヨリ十五日マテ 一月八日ヨリ十日マテ

前項ノ期日中休業日ニ當ルトキハ順延ス

第二條 授業料、寄宿料及樂器使用料ハ前條ノ期日内ニ所定ノ納付書用紙ニ所要事項ヲ記載シタルモノ及領收書用紙ヲ添ヘ現金ヲ以テ收入官吏ニ納付スヘシ但シ病氣其ノ他己ムヲ得サル事故アル者ハ郵便爲替ヲ以テ納付スルコトヲ得

第三條 第一條ノ徴收期日ヲ過キテ入學、入舎又ハ樂器使用ヲ許可セラレタルモノハ三日以内ニ授業料、寄宿料又ハ樂器使用料ヲ納付スヘシ

第四條 第一條及前條ノ期限内ニ授業料、寄宿料又ハ樂器使用料ヲ納付セサル者ハ之ヲ納付スルマテ其ノ授業ヲ停止シ保證人ニ對シ納付方ヲ催告ス

第五條 第一條及第三條ノ期限後本科豫科研究科聽講科及師範科ニ在リテハ十五日選科ニ在リテハ七日ヲ經過スルモ尙授業料、寄宿

料又ハ樂器使用料ヲ納付セサル者ハ學則第三十六條又ハ選科規程第十九條ニ依リ除籍ス

(「東京音樂學校一覽 自昭和五年至昭和六年」一〇三〜一二頁、一二三〜一二四頁)

昭和五年十一月、選科学科目に能樂(謡、男生徒のみ募集)が加えられ、六年一月より施行された。次年度参照。
また当年度以降、「一覽」の附録として「東京音樂學校學友會規則」が掲載されるようになるが、これは、昭和十五年に「報國團規則」へと移行することとなる。

東京音樂學校學友會規則

本 則

第一條 主 旨

本會ハ會員ノ徳性ヲ涵養シ學藝ヲ増進シ身體ヲ鍛鍊シ以テ善良ナル校風ヲ振作シ相互ノ親睦ヲ厚ウシ併セテ音樂ノ普及ヲ圖ルヲ以テ主旨トス

第二條 會員及ビ會友

- 一 贊助會員 本校職員
- 二 特別會員 本校卒業生
- 三 通常會員 本校生徒
- 四 會 友 本校關係ニアラスシテ本會ノ主旨ニ賛同シ特定ノ會費ヲ納ムルモノ

第三條 事 業

- 本會ノ事業ヲ左ノ四部ニ分ツ
- 一 演奏部 年數回演奏會ヲ行フ

二 雜誌部 雜誌ヲ發行シテ會員二分ツ

三 運動部 庭球、卓球、野球等ノ練習競技ヲナス

四 旅行部 隨時之ヲ行フ

第四條 役員

會長一名 理事長一名 各部長一名

會計主任一名 理事十四名 委員若干名

但シ臨時役員ヲ置クコトアルヘシ

第五條 役員選任法

一 會長ニハ本校長ヲ推戴ス

二 理事長、部長、會計主任ハ會長之ヲ囑託ス

三 理事ハ通常會員中ヨリ男七名女六名ヲ互選シ會長ノ認可ヲ

經テ之ヲ定ム

四 委員ハ理事ノ出サル組ヨリ男女各一名宛ヲ選出ス

第六條 役員ノ職務

一 會長ハ會務ヲ總理ス

二 理事長ハ庶務會計ヲ總理シ會長事故アルトキハ之ニ代ル

三 部長ハ其部ノ獎勵發達ノ責ニ任ス

四 理事ハ理事長又ハ部長ノ下ニ擔任ノ事務ヲ處理ス

五 委員ハ理事長、部長ノ下ニ理事ヲ補佐ス

六 會計主任ハ理事長ノ下ニ會計一切ノ事務ニ任ス

第七條 任期

理事ノ任期ハ一ケ年トス 但シ再選スルコトヲ得

第八條 會議

一 理事會

會計、事業、弔慰、送迎ニ關スル事項ヲ議ス

二 總會

規則改正、臨時會費ニ關スル事項及ヒ會長ノ特ニ必要ト認メ

タル事項アル場合

第九條 經費

本會ノ經費ハ會員及ヒ會友ノ會費及ヒ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第十條 會費

會員ハ會費トシテ左ノ金額ヲ納ムヘシ

一 通常會員費 一ケ年金五圓

但シ通常會員ヨリ臨時會費ヲ徵集スルコトアルヘシ

二 特別會員費

三 贊助會員費 毎月俸給二百分ノ一以上

四 會友費 一ケ年金參圓五拾錢

但シ本會特別演奏會ニハ會友ノ入場者ヨリ特定會費ヲ徵集

スルコトアルヘシ

第十一條 本則變更ニ關スル事項

一 本則ハ理事及各級委員ノ中二十名以上ノ同意ヲ經テ會長ノ

認可ヲ經ルニ非レハ變更スルコトヲ得ス

二 會員ハ三十名以上ノ同意ニヨリ本會則ノ改正ヲ建議スルコ

トヲ得

會友規定

本會ハ音樂普及ノタメ會員以外ニ會友ヲ募集シ左ノ規定ヲ設ク

一 會友ハ春秋二期ノ大會年三回ノ土曜演奏會及ヒ東京音樂學

校ノ春秋二季ノ大演奏會豫行演奏ヲ聽クコトヲ得尙本會ノ特別演奏會ニハ特別ノ便宜ヲ圖ルコトアルヘシ

二 會費 一ケ年金參圓五拾錢

三 申込期 隨時

四 申込所 東京音樂學校學友會會計係

〔東京音樂學校一覽 自昭和五年至昭和六年〕二〇八(二二頁)

昭和六年〜七年

前述のように選科の学科目に能樂が加わった。また六年三月、「選科規程中改正シ成績優良ナル修了者ニ研究ノ爲引續キ二箇年間在學ヲ許スコトトシ又聽講生規程中改正シ選科修了者ノ入學手續ニ關スル規程ヲ加フ」〔東京音樂學校一覽 自昭和六年至昭和七年〕「沿革」略とあるとおり「選科規程」と「聽講生規程」の双方に改正が行われた。

第五 選科規程

第一條 選科ノ學科目ハ唱歌、ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、セロ、能樂、箏曲及長唄トス

第二條 選科ノ修業年限ハ五箇年以内トシ教授數ハ一學科目ニ付每週三時間以内トス

選科修了者成績優秀ニシテ修了學科目ニ就キ更ニ研究ノ必要アリト認メラレタルモノハ修了後引續キ二箇年間在學スルコトヲ得

第六 聽講生規程

第五條 聽講生ニハ本校學則第二十三條、第二十四條、第二十六條、第二十七條、第三十五條、第三十六條、第五十九條及第六十

條ヲ準用ス但シ本科、甲種師範科又ハ第四臨時教員養成所ノ卒業者若ハ選科修了者ニシテ聽講生トシテ入學セントスル者ハ入學願書ノ外第二十六條ノ書類ヲ差出スニ及ハス又受檢料ヲ納付スルニ及ハス

〔東京音樂學校一覽 自昭和六年至昭和七年〕七九(八四頁)

昭和六年四月、男生徒の制服が改定され、「第十 諸規則」に七番目の項目が設けられた。本校における男生徒の服制が最初に定められたのは明治二十九年二月、また女生徒については明治四十三年二月であった。

七、生徒服制

一、男生徒服制

制服 黑色無地セル背廣型(折襟) トシ同色ノネクタイヲ用ヒ襟ニ生徒徽章ヲ佩用スヘシ但シ夏季ハ白色ノズボンヲ著用スルコトヲ得

制帽 黑色羅紗中折型(リボンモ同色) トス但シ夏季ハ麥稈帽(リボンハ黑色)ヲ用フルコトヲ得

二、女生徒服制

通學服 綿布麻布又ハ毛織地ノ質素ナル衣服ヲ用ヒ御納戸色カシミヤ又ハセル地ノ袴ヲ著用シ紐ニ生徒徽章ヲ佩用スヘシ但シ羽織ハ銘仙類ヲ用ヒ又質素ナル洋服ヲ著用スルコトヲ得

式服 儀式又ハ演奏會出演ノ際ハ冬ハ木綿五ツ紋、夏ハ木綿

縮鼠色五ツ紋付トシ前項ノ袴ヲ著用ス

三、生徒徽章



〔東京音楽學校一覽 自昭和六年至昭和七年〕九五〜九六頁

昭和七年〜八年

七年一月、選科学科目に作曲が加わり、四月より施行された。

第五 選科規程

第一條 選科ノ學科目ハ唱歌、ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、セロ、作曲、能樂、箏曲及長唄トス

〔東京音楽學校一覽 自昭和七年至昭和八年〕七九頁

二月、「第十二 雜則」中の「二 文書處理規程」が「二 文書整理規程」に改められ、従来の第一条から第十二条までが「一 文書ノ處理」としてまとめられた〔東京音楽學校一覽 自昭和七年至昭和八年〕二三頁参照。また新たに「二 文書ノ編纂及保存」の規程が第十三条から第十九条まで追加された。なお「附則」に見られるように本改正は一月一日より施行となっている。

二、文書整理規程

一 文書ノ處理

〔第一条〜第十二条は従来どおり〕

二 文書ノ編纂及保存

第十三條 到達文書、發送文書案、其ノ他圖書以外ノ記録、簿冊等

一切ノ文書ハ之ヲ編纂シテ保存スヘシ

第十四條 文書ノ編纂種目ハ各課又ハ掛ニ於テ經同ノ上之ヲ定メ其ノ保存期限ヲ左ノ三種ニ區分スヘシ

第一種（永久照査ノ必要アリト認ムルモノ） 永久保存

第二種（數年間照査ノ必要アリト認ムルモノ） 十年間保存

第三種（一時限ノモノ） 一年間保存

第十五條 處理完結ノ文書ハ各課又ハ掛ニ於テ編纂種目、年度及保存期限ヲ記入シテ庶務課ニ送附シ庶務課ニ於テ之ヲ編纂シ文書臺帳ニ登録シタル後文庫ニ類別收藏スヘシ但シ當分ノ内文書ノ編纂及保存ハ各課又ハ掛ニ於テ之ヲ行フヘシ

第十六條 文書ノ編纂ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ行フヘシ

一 處理完結ノ順序ニ依リ曆年（會計ニ關スルモノハ會計年度、學年ニ依ルラ便トスルモノハ學年度）ヲ以テ分界トス但シ紙數ノ多寡ニ由リ便宜分綴シ又ハ數年分ヲ合綴スルコトヲ得

二 卷首ニ件名及索引丁數ヲ掲記シタル目錄ヲ附シ表紙ニ文書名稱、年若ハ年度、保存期限第一種、第二種又ハ第三種ト朱書ヲ記載シ數冊ニ分綴シタルモノハ「何冊ノ内何號」ト附記シ且檢索ニ便ナラシムル爲背部ニ表紙ト同様ノ文字ヲ標記スヘシ但シ目錄ハ第一種文書ニ限ルコトヲ得

三 圖表類ニシテ合綴シ難キモノハ袋又ハ箱ニ收メ名稱等ヲ標記シ其ノ所在ヲ目錄ニ附記シ置クヘシ

第十七條 保存期限ハ文書完結ノ翌年ヨリ起算シ年度ニ依ルモノハ翌年度ヨリ起算スヘシ

第十八條 保存期限ヲ超エ若ハ未タ期限内ニ在ルモ保存ノ必要ナシ

ト認メタル文書ハ經伺ノ上之ヲ廢棄シテ會計課ニ引繼クヘシ但シ
一般ノ披見ヲ避クヘキ文書ハ引續前經伺ノ上適當ノ措置ヲ爲スヘ
シ

文書ヲ廢棄シタルトキハ文書臺帳ニ廢棄ノ年月日ヲ記入スヘシ

第十九條 本規程實施前ノ文書ハ從前編纂ノ儘トスルヲ得ルモ適宜
本規程ニ準シテ之ヲ保存スヘシ

附 則

本規程ノ改正ハ昭和一年一月一日ヨリ施行ス

〔東京音樂學校一覽 自昭和七年至昭和八年〕一二一〜一二六頁

聴講生規定の改正とその具体的内容。

八月 聴講生規程中改正シ授業料ハ一學科目毎ニ之ヲ徴收スルコ
トトシ九月ヨリ施行ス

〔東京音樂學校一覽 自昭和七年至昭和八年〕二二頁

〔東京音樂學校一覽 自昭和七年至昭和八年〕二二頁

第四條 授業料ハ一學科目ニ付年額金五拾圓トシ其ノ徴收ニ關シテ
ハ本校學則第四十五條中研究科ニ關スル規定ヲ準用ス

〔前掲書 八三頁〕

また年度末に次のような改正が行われている。該当箇所は次年度にす
る。

二月 選科規程中改正シ學科目中能樂ニ新ニ仕舞及囃子ヲ加ヘ又

入學者ノ學力檢定ハ考查ニ依リ檢定料ハ一學科目毎ニ徴收
スルコトトシ且新ニ休學ニ關スル規定等ヲ設ク
三月 選科規程中改正シ學科目中ニ新ニ管樂ヲ加フ

〔東京音樂學校一覽 自昭和八年至昭和九年〕二四頁

昭和八年〜九年

改正箇所は以下のとおり。「選科規程」の改正内容については前年度
参照。

第五 選科規程

第一條 選科ノ學科目ハ唱歌、ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、
セロ、管樂、作曲、能樂謡、仕舞、又ハ囃子、箏曲及長唄トス

第六條 選科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ所選ノ學科目ヲ修ムルニ堪フ
ル學力アリト認メタル者トス但シ學力檢定ノ爲考查ヲ行フ

〔東京音樂學校一覽 自昭和八年至昭和九年〕五二〜五三頁

また一で既述のように、八年五月、聴講生にも「管絃樂合奏又ハ合
唱」を課すこととなつた。聴講生規程第五條中に新たに加わつた「學則
第二十條第二項」がこのことを示している。

第六 聴講生規程

第五條 聴講生ニハ本校學則第二十條第二項、第二十三條、第二十
四條、第二十六條、第二十七條、第三十五條、第三十六條、第五
十九條及第六十條ヲ準用ス（以下変更なし）

〔東京音樂學校一覽 自昭和八年至昭和九年〕五七頁

この年度より『東京音楽學校一覽』から「第八 書式」の項目が削除されたため、「雜則」は一つ繰り上がり「第十一」となる。

「第十一 雜則」中、「二、文書整理規程」の「一 文書ノ處理」は、前年度と同様十二條から構成されるが、このうち第一條、第三條、第九條については付加、削除、入れ替えなどの変更が見られる。

二、文書整理規程

一 文書ノ處理

第一條 本校ニ到達シタル文書ハ總テ庶務課ニ於テ之ヲ收受シ文書整理簿ニ登記シ本書ニ番號及收受年月日ヲ記入シテ主管課又ハ掛ニ配布スヘシ但シ親展文書ハ封緘ノ儘學校長ニ提出スヘシ

親展文書ヲ下付セラレタルトキハ親展文書整理簿ニ登記シ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第二條 各課又ハ掛ニ於テ文書ヲ受ケタルトキハ速ニ處分案ヲ具シテ學校長ノ決裁ヲ經テ之ヲ處理スヘシ但シ重要ト認ムルモノ及事件ノ種類ニ依リ直ニ處分案ヲ提出シ難キモノハ學校長ニ供閱シ其ノ指揮ヲ受ケテ之ヲ處理スヘシ

處分ヲ要セスト認ムル文書ハ學校長ニ供閱スヘシ

第四條 決裁済ノ文書ニシテ發送ヲ要スルモノハ原議ヲ庶務課ニ回付スヘシ

庶務課ニ於テ前項ノ原議ヲ受ケタルトキハ淨寫校合シ文書整理簿ニ登記シテ之ヲ發送シ原議ニ番號及發送年月日ヲ記入シテ返付スヘシ但シ添付スヘキ書類ハ主管課又ハ掛ニ於テ淨寫シタルモノヲ原議ニ添ヘテ庶務課ニ送付スヘシ發送文書ニシテ親展、書留、速

達、配達證明等特別ノ取扱ヲ要スルモノハ原議ニ其ノ旨ヲ記載シ置クヘシ

第五條 輕易ナル事項ニ屬スル通知及照會等ハ課又ハ掛名若ハ取扱者ノ官職名ヲ以テ文書ヲ發送スルコトヲ得但シ此ノ場合ハ豫メ學校長ヨリ委任セラレタ範圍ノ事項ニ限ル

第六條 現金、金券、物品等ヲ添付シタル文書ニ在リテハ其ノ文書及文書整理簿ニ現金添付、金券添付、何品添付等ト記入スヘシ

第七條 受發文書ニ付スヘキ記號及番號ハ左ノ通トス但シ番號ハ曆年毎ニ之ヲ更新スヘシ

音教第何號 教務課

音生第何號 生徒課

音庶第何號 庶務課

音會第何號 會計課

音圖第何號 圖書課

音樂第何號 樂器掛

音分第何號 分教場掛

親展文書ノ記號ハ夫々音教祕、音生祕、音庶祕、音會祕、音圖祕、音樂祕、又ハ音分祕トシ番號ハ別途ニ之ヲ付スヘシ

同一事件ニ屬スル往復文書ハ事件ノ完結スルマテ同一番號ヲ用フヘシ

第八條 他ノ課又ハ掛ノ事務ニ關係アル事項ハ其ノ他又ハ掛ニ、事ノ例規ニ屬スルモノハ庶務課ニ協議スヘシ

第九條 教務課、生徒課、庶務課、圖書課又ハ分教場掛ヨリ學校長

ニ提出スル文書ハ夫々幹事、生徒主事又ハ分教場主事ヲ經由スヘシ

〔東京音楽學校一覽 自昭和八年至昭和九年〕八三〜八六頁

昭和十一年〜十二年

三月社団法人能樂會ニ委託シタル能樂囃子生徒養成方ヲ解除シ昭和十一年度ヨリ本校ニ於テ直接之ヲ養成スルコトニ改ム〔東京音楽學校一覽 自昭和十一年至昭和十二年〕二九頁

このときの「音庶第三七號」、および参考資料としてそれまでの規程「文部省子音專一〇號」を掲載する。

音庶第三七號

能樂囃子生徒養成方委託廢止ノ件開申

大正元年八月三十日文部省子音專一〇號御許可ニ依リ本校能樂囃子生徒養成規程ニ依リ同生徒養成方ヲ社団法人能樂會ニ委託致居リ候處其ノ養成方法ノ刷新改善ヲ期スル爲本年度限り右委託ヲ廢止シタルニ付此段開申候也

追テ右委託廢止ハ經費豫算ニ關係無之爲念申添候

昭和十一年三月卅一日

東京音楽學校長 乘 杉 嘉 壽印

文部大臣 平生 夙 三郎 殿

文部省子音專一〇號

東京 音楽 學校

明治四十五年六月二十六日付音庶第二九號伺其校能樂囃子生徒養成

規程制定並同生徒養成方委託ノ件許可ス

大正元年八月三十日

文部大臣 長谷場 純孝

音庶第二九號

別記ノ通本校ニ於テ能樂囃子生徒養成規程ヲ定メ該生徒ノ養成方ハ條件ヲ附シ小石川區江戸川町五番地能樂會ニ委託致度候間許可相成度此段相伺候也

年 月 日

學 校 長

文部大臣宛

能樂會ニ委託案

本校ハ左ノ條件ニ依リ能樂會ニ能樂囃子生徒ノ養成ヲ委託ス

第一條 能樂會ハ本校ノ規程及命令ニ從ヒ能樂囃子生徒ノ教育及

訓育ノ施設ヲ爲スベシ

第二條 能樂會ハ授業練習ノ方法及寄宿舎ノ設備ニ關シテハ學校

長ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムベシ

第三條 教師ノ囑託及進退ニ就キテハ能樂會ニ於テ意見ヲ具シ學

校長ニ申告スベシ

第四條 能樂會ニ於テ生徒ノ入學、退學、學資等ニ關スル願書ヲ

受理シタルトキハ之ヲ學校長ニ差出スベシ

第五條 能樂會ニ於テ別に細則ヲ設ケントスルトキハ學校長ノ認

可ヲ經テ之ヲ定ムルコトヲ得

第六條 本校ハ授業擔當者ニ對シ相當ノ手當ヲ交付スヘシ

(和文タイプ) (東京音樂學校規則 第二冊)

本規程ノ改正ハ昭和十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三條及第十八條ハ昭和十二年四月一日ヨリ施行ス

音庶第一五四號

選科規程中改正ノ件上申

本校選科規程中別紙ノ通り改正致度此段上申候也

昭和十一年九月十五日

東京音樂學校長 乘 杉 嘉 壽 印

文部大臣 平生 夙 三 郎 殿

東京音樂學校選科規程中改正案

第三條中「能樂中ノ三學科目」ヲ「能樂中ノ四學科目」ニ改ム

第十七條ニ左ノ一項加フ

第二條第二項ニ依リ二箇年間に在學シタル者ニシテ修了試験ヲ願出

テ之ニ合格シタルモノニハ修了證書ヲ授與ス

第十八條第一項「三學科目ヲ併修スル場合ハ年額百貳拾圓」ノ次ニ

「四學科目ヲ併修スル場合ハ年額百四拾圓」ヲ加フ

同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

授業料ハ左ノ區分ニ依リ徵收シ其ノ期日ハ細則ヲ以テ定ム

區 分 年額五拾圓 年額九拾圓 年額百貳拾圓 年額百四拾圓

第一學期 拾五圓 貳拾七圓 參拾六圓 四拾貳圓

第二學期 貳拾圓 參拾六圓 四拾八圓 五拾六圓

第三學期 拾五圓 貳拾七圓 參拾六圓 四拾貳圓

附 則

(改正ヲ必要トスル理由)

一、第三條中ノ改正ハ能樂ニ限り四學科目併修ヲ希望スル者アリ且

其ノ必要ヲ認ムルニ因ル

二、第十七條中ノ改正ハ修了試験ヲ願出ツル者アリ且獎勵上其ノ必

要ヲ認ムルニ因ル

三、第十八條中ノ改正ハ第三條中ノ改正ニ伴ヒテ改正ノ必要アルニ

因ル

(和文タイプ)

東音專一四號 裁決定10月16日 發送10月19日

昭和十一年九月十六日起案

東京音樂學校選科規程中改正ノ件

指 令 案

東京音樂學校

昭和十一年九月十五日付音庶第一五四號申請選科規程中改正ノ件許

可ス

年 月 日

文 部 大 臣

備考

能樂選修者ハ能樂中ノ四學科目ノ併修シ得ルコト、シ(第三條)

又選科修了者ニシテ研究ノ爲ニ二ヶ年在學シ試験ニ合格シタル者ニ

ハ修了證書ヲ授與セントシ(第十七條)又第三條ニ依リ四科目ヲ

併修シタル者ヨリハ授業料年額百四拾圓ヲ徴收セントス(第十八條)

本改正ハ昭和十一年十月一日ヨリ施行ス但シ第三條及第十八條ハ明年度ヨリ實施セントス

(手書き)

音庶第五號

選科規程中改正ノ件上申

本校選科規程中別紙ノ通改正致度ニ付御許可相成度此段上申候也

昭和十二年一月十一日

東京音樂學校長 乘 杉 嘉 壽印

文部大臣 平生 釵 三郎 殿

東京音樂學校選科規程中改正案

第一條中「長唄」ヲ「長唄唄及三味線又ハ囃子」ニ改ム

第十八條中第一項但書中「四學科目ヲ併修スル場合ハ年額金百四拾

圓」ノ次ニ「長唄中ノ二學科目ヲ併修ル場合ハ當分ノ内年額金五拾

圓」ヲ加フ

附 則

第一條中及第十八條中ノ改正ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(改正ヲ必要トスル理由)

一、第一條中ノ改正ハ從來長唄ハ唄及三味線ノミヲ修メシムルコトトセシモ長唄ノ現情ハ適當ナル囃子方養成スルヲ急務トシ又唄及三味線ヲ修ムル者ニモ或ル程度ノ囃子ヲ修メシムル必要アリ

ト認ムルニ由ル

二、第十八條中ノ改正ハ長唄ノ現情上囃子ノ履修ハ之ヲ獎勵スヘキ必要アルニ依リ當分ノ内其ノ主トシテ修ムル一學科目ニ對スル授業料ヲ徴收スルニ止ムルヲ至當ト認ムルニ由ル(和文タイプ)

東音專一號 裁決定2月8日 發送2月9日

昭和十二年一月十八日起案

東京音樂學校選科規程中改正ノ件

指 令 案

東京音樂學校

昭和十二年一月十一日音庶第五號申請選科規程中改正ノ件許可ス

年 月 日

文 部 大 臣

備考

一、昭和十二年四月一日ヨリ施行ス

一、改正ノ理由及要旨別紙參照

(手書き)

「十月 選科規程中能樂中ノ四科目ヲ併修シ得ルコトニ改メ且コレニ伴ヒ授業料額ヲ改定シ又修了後二箇年在學シタル者試験ニ合格スルトキハ修了證書ヲ授クルコトトス」(東京音樂學校一覽 自昭和十一年至昭和十二年)三〇頁

また十二年四月に選科規程が改正され、手続は十二年一月に行われている。

昭和十二年〜十三年

十二年四月に改正された「選科規程」第一条と第十八条の全文は次のとおり。

第五 選科規程

第一條 選科ノ學科目ハ唱歌、ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、セロ、管樂、作曲、能樂謠、仕舞、太鼓、箏曲箏又ハ三絃、及長唄唄及三味線又ハ囃子トス

第十八條 授業料ハ一學科目ニ付年額金五拾圓トス但シ能樂又ハ等曲中ノ二學科目ヲ併修スル場合ハ年額金九拾圓、三學科目ヲ併修スル場合ハ年額金百貳拾圓、四學科目ヲ併修スル場合ハ年額金百四拾圓、長唄中ノ二學科目ヲ併修スル場合ハ當分ノ内年額金五拾圓トス

授業料ハ左ノ區分ニ依リ徴收シ其ノ期日ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

區分	年額五拾圓	年額九拾圓	年額百貳拾圓	年額百四拾圓
第一學期	拾五圓	貳拾七圓	參拾六圓	四拾貳圓
第二學期	貳拾圓	參拾六圓	四拾八圓	五拾六圓
第三學期	拾五圓	貳拾七圓	參拾六圓	四拾貳圓

臨時入學又ハ他ノ學科目併修ヲ許サレタル者ハ直ニ其ノ學期ノ授業料ヲ納付スヘシ

授業料徴收期日前退學又ハ休學ヲ許サレタル者ハ其ノ學期ノ授業料ヲ徴收セス

既納ノ授業料ハ如何ナル場合ニモ返付セス

〔東京音樂學校一覽 自昭和十二年至昭和十三年〕六四〜六八頁

昭和十二年九月、防空規程が制定された。この規程は『昭和十二年度本校行事關係書類』に「非常變災處置法」とともに保存されている。

東京音樂學校防空規程

第一條 本規程ハ戰時又ハ事變ノ際空襲ニ對シ本校内ノ警戒、防護上必要ナル措置ヲ講スル爲所要ノ事項ヲ定ム

平時ノ變災ニ際シテハ別ニ定ムル非常變災處置法ニ依ルノ外本規程ヲ準用ス

第二條 防空ノ方針左ノ如シ

一、全校一致協力災害ノ輕減ニ努メ 御眞影竝ニ勅語ノ警護、重要ナル樂器、竝ニ書類、銃器等ノ保護ニツキ萬全ヲ期ス

二、空襲ヲ受クル虞アル際ト雖已ムヲ得ザル場合ノ外授業ヲ繼續ス

三、防空ハ燒夷彈及瓦斯彈ニ對抗スルコトヲ主トシ併セテ破壊彈ニ對シ之ヲ考慮ス

第三條 防空計畫及防護施設ノ整備ニ任スル爲防空委員會ヲ設置ス委員ハ學校長之ヲ命ス

第四條 防空實施ノ爲左ノ組織ニ依リ防護團ヲ編成ス細部ノ事項ハ實施要領ヲ以テ之ヲ定ム

本部、警報班、警護班、防火班、搬出班、防毒班、避難所管理班、救護班、配給班、豫備班、各班ノ識別ハ腕章ヲ以テ之ヲ示ス

第五條 防空ニ關スル施設ニツキテハ左ノ事項ヲ考慮ス

一、建築

1 建築ハ遂次防空建築ニ改造セラレンコトヲ期シ耐火及防毒ニ關シ十分之ヲ考慮ス

2 建築ノ色彩ハ防空ニ適當ナラシメ必要ニ應シ之ヲ迷彩ス

二、燈火管制

1 室内ノ燈火管制ハ其ノ遮蔽ニ依ラスシテ窓、入口等ニ覆ヲ施シ外部ヘノ漏光ヲ防クヲ以テ本旨トシ必要ニ應シ授業及執務ヲ妨ケサル程度ニ燈火ヲ覆ヒ又ハ防空電球ヲ使用ス

2 室外ノ燈火ハ一齊ニ之ヲ點滅シ得ル様配電線ヲ整理ス

第六條 防空ノ必要ヲ豫想スルニ至ラハ宿直員（職員及小使共）ノ數ヲ増加ス

第七條 常ニ左ノ機關ニ連絡シ防空實施ノ圓滑ヲ期ス

東京市連合防護團本部

東京市下谷區防護團及關係分團（分教場ハ神田區防護團及關係分團）

上野警察署及谷中警察署（分教場ハ西神田警察署）

谷中消防署（分教場ハ萬世橋消防署）

第八條 授業時間中ニ於ケル防空實施要領附表第一及第二ノ如シ

第九條 放課後及休日等寄宿舎生徒ノミ在校スル場合ニ於ケル防空實施要領附表第三ノ如シ

休暇中ニ於テハ宿直員及學校附近ニ居住スル職員生徒ヲ以

テ警備ニ任ス其ノ要領ハ前項ニ準ス

第十條 警報ハ斷續スル非常電鈴及傳令ノ叱呼ニ依ル

第十一條 職員生徒ハ登校セサル場合ニ於テモ防空警報アルヲ知りタルトキハ速ニ登校シ警備ニ就クモノトス

第十二條 男生徒ノ服裝ハ制服制帽トシ脚絆ヲ用ヒ警護及監視ニ任スルモノハ必要ニ應シ武裝ス但シ火急ノ場合ハ此限ニアラス

ス

第十三條 水道消火銚、輕便消火器等ノ備付位置及警報ノ際ノ生徒集合場ハ非常變災處置法ニ依ル

第十四條 非常持出箱ノ備付個所及其員數附表第四及第五ノ如シ

第十五條 必要アル場合ハ救援隊ヲ組織シ最寄官公衙學校其他ニ對シ應援スルコトアルヘシ

第十六條 本規程ニ基キ毎年少クトモ一回防空演習ヲ實施ス

防空實施要領 其ノ一（授業中ノ場合）

針方	區分		編成	位置	任務及行動ノ概要
	長	配屬			
全校職員生徒一致統制ノモトニ學校ノ全機關ヲ活動シ空襲ニヨル災害ノ輕減ニ努ム	一般	庶務課 會計課 教務課	庶務課 會計課 教務課	一、警報ニ接シタルトキハ庶務課員ハ御眞影勅語ノ奉還ノ準備ヲナス 二、生徒課員ハ直ニ防毒及消毒器材交付ノ準備ヲナス 三、會計課員ハ適時防空用電球ヲ交付シ其他所要ニ應シ警備ニ要スル諸材料ヲ支給ス 四、校内警報アリタルトキハ生徒ハ授業中ニ於テハ其教官ノ指示ニヨリ其他ノ場合ハ所	

警 生	班 報 警 (兼)任主課務庶	部 本 長 校	項 事
生徒課一	庶務課一 給仕二 小使(兼)一 第三學年男 生徒三名	主席教授 生徒主事 庶務課主任 會計課主任 同課一名 其他ノ職員 巡視一 女事務員二 小使二 運轉手一 第三學年各 組ヨリ男生 徒五名ツ、	生徒課 圖書課 樂器係 其他ノ職員 生徒
	電話室	校長室 庶務課 會計課	運動場
	一、警戒警報アリタルトキハ直ニ校長ニ報告シ其指示ニヨリ校内ニ對シ警報ス空襲警報ニ際シテハ校長ニ報告スルト共ニ校内ニ警報スルモノトス 二、一組ノ複哨ヲ屋上ニ配置シ空中ヲ監視セシメ殘餘ハ門衛所ニ置ク 一、直ニ表門、裏門及横門ニ步哨ヲ配置シ絶エズ斥候及巡察ヲ派遣シテ構内外ヲ警戒取	一、實施ニ際シテハ全般ヲ指揮統轄シ狀況ニ應ジ各班ノ活動力ヲ増減シ又ハ一部ノ班ヲ省略ス校長事故アルトキハ遂次上席教授代行ス 二、警報ヲ豫知スルカ或ハ警戒警報アリタルトキハ職員一名(自轉車傳令一ヲ附ス)ヲ下谷區防護團(區役所)ニ派遣シ警報發令解除其他諸情報蒐集ノ連絡及傳達ニ任セシム 三、校内ノ發火又ハ失火等ノ際ハ直ニ谷中消防署ニ通報ス 四、來援スル地方防護團、消防隊又見舞者等ニ對スル應待ヲナス之ガ爲特ニ表門ニ職員ヲ一名生徒若干名ヲ配ス 五、常ニ關係諸團體ニ連絡ス 六、警備日誌ノ記載ヲナス	要ノ服裝ヲ整ヘ教科書類ヲ携行シテ運動場ニ集合シ各組毎ニ携行品ヲ整ヘシ後各任務ニツクモノトス急ヲ要スル場合ハ運動場ニ集合スルコトナク直ニ任務ニ就クモノトス各室退場ノ際ハ特ニ窓及扉ノ閉鎖ヲ確實ニシ通風ヲ遮斷スヘシ 五、其他ノ職員ハ執務中ノ書類物件ヲ整理シ直ニ其任務ニツクモノトス 六、各班中任務終了ノ場合又ハ人員餘裕アル際ハ豫備班ニ參加シ待機ノ姿勢ニアラシム

防 務 教	班 出 搬 任 主 課 務 教	班 火 防 事 主 徒 生	班 護 事 主 徒
圖書課一	教務課一 圖書課一 樂器係一 小使二 本一男生徒 師一男生徒	會計課一 小使二 本二男生徒 師二男生徒 内係 消火栓係 バケツ係 消火器係	巡視一 本三、師三 男生徒四八名
	教務課 運動場	運動場	玄關前
	一、瓦斯撤毒地域ノ搜索標示通路開設等ニ任ズ之レガ爲斥候ヲ派遣シ撤毒地域ヲ標示シ 二、搬出ノ際ハ各課ニ於テ適宜指導シ搬出後ハ必要ニ應ジ監視者ヲ附シ散逸及紛失ヲ豫防スルモノトス搬出場所左ノ如シ 非常持出書類 前庭 銃 器 運動場東北隅 其 他 運動場 狀況ニ應ジ臨機ノ區處ヲナス	一、班長ハ必要ニ應ジ各係ノ活動力ヲ増減ス 二、校内發火ニ際シテハ附近ニ現在スルモノノ協力ニヨリ先ツ消火器及消火栓ヲ使用シテ大事ニ至ラザル前ニ消火ス 三、バケツ係ハ所有器物ヲ利用シ給水ニ努ムヘシ 四、班長ハ必要ニ應ジ各係ノ活動力ヲ増減ス 五、特ニ危險豫防ニ注意スヘシ 六、學校附近ノ火災ニシテ學校ニ延燒ノ虞アルトキハ直ニ救援消防ニ努ム 七、消防署ト協力ス	締ヲナス 其任務概ネ左ノ如シ 1 不逞者ノ潛入防止 2 搬出物件ノ保護 3 火災盜難豫防 4 流言蜚語ノ防遏 5 構内外ノ整理 6 燈火管制ノ監視

考 備	班 備 豫	班 給 配	班 護 救	班 理 管 所 難 避	班 毒
一、本表中(兼)ハ兼任ヲ示ス 二、各班集合ノ場合ハ上空ニ對シ努メテ遮蔽スルモノトス 三、各組主任ハ其組ノ主力ト共ニ行動シ之ヲ指導シ班長ヲ援助ス割當ナキモ ノハ本部附トス 四、各課ノ職員ニシテ割當ナキモノハ其課ノ關係業務ニ從フモノトス 五、寄宿舎ニ關スル防空實施要領ハ別ニ定ムル所ニ依ル	任主課務庶 小 邦 二 使 樂 女 部	(兼)任主課計會 小 會 使 計 課 一 (兼) 一 小 使 一 豫 科 女 生 徒 一 本 一 女 生 徒	課 徒 生 校 醫 一 本 二 女 生 徒 本 三 女 生 徒	課 徒 生 生 徒 課 一 會 計 課 一 邦 樂 課 男 生 徒	任 主 課 教 務 課 一 豫 科 男 生 徒
	運 動 場	運 動 場	運 動 場	裏 門 外 東 方 百 米 ノ 空 地	運 動 場
	一、隨時必要ニ應シ各班ニ人員ヲ増加シ又ハ 一般工作ニ任ス	一、狀況ニヨリ設備ス 二、食料品飲料水寢具燃料等ノ蒐集配給ニ任 ス	一、負傷者及瓦斯中毒者ノ救急治療收容ヲ任 ス 二、必要ニ應シ校醫ヲ招致シ要スレバ患者送 付ノ處置ヲナス	一、設備材料ヲ會計課ヨリ受領シ所要ノ設備 ヲナシ瓦斯攻撃ヲ受ケタル際ノ避難ニ遺憾 ナカラシム 二、特ニ避難者出入ヲ指導ス 三、必要ニ應シ宿管及食事ノ準備ヲナス 四、防護業務一通リ終了ノ際ハ校外上記ノ避 難所ニ避難ス	必要ノ場合ニハ道路ヲ消毒開設シ且ツ一般 ノ識別ヲ容易ナラシムルタメ監視者ヲ附ス 二、消毒消毒器材ハ生徒課ヨリ受領ス

合場キナ業授	合 場 ノ 中 業 授	區 分	方 針
一、豫メ關係防護團及西神田警察署等トノ連絡ヲ緊密ナラシム 二、若シ校内發火ノ際ハ本校及萬世橋署ニ急報シスルトトモニ小 使ト協力シテ防火ニ從事ス 三、其他授業中ノ場合ニ準シ防護ニ從事ス	校内ニ火災起リタルトキハ直ニ萬世橋消防署ニ通報ス 四、校内ノ火災ニ際シテハ其附近ニ現在スル者ノ協力ニヨリ先ツ 消火器及消火栓等ヲ使用シテ消火ニ從事ス 五、附近ノ火災ニシテ學校ニ延焼ノ虞アルトキハ消火栓ヲ以テ危 險部ニ注水シ延焼防逼ニ努ム 六、特ニ防護團及消防署トノ連絡ヲ緊密ナラシム	任 務 及 行 動 ノ 概 要	防空實施要領 其ノ二(分教場) 分教場ハ事務職員及小使共ニ少數ナルノミナラス教職員ノ勤務及 生徒ノ出席毎日一定セサルヲ以テ防空實施ニ方リ分擔的ニ之ヲ行 フコトヲ得サルモ校舍廣大ナラサルヲ以テ各員協力臨機適宜ノ處 置ヲトルモノトス

附表第二

防空實施要領 其ノ二(分教場)

附表第三

防空實施要領 其ノ三（授業ナキ場合）

方針	區分	本部宿直員	寄宿舎	監舎	救
<p>本要領ハ放課後、休日及夜間等一般生徒不在ノ際先ツ舎生ヲ以テ實施スル場合ノ行動ヲ示スモノニシテ細部ハ實施要領第一ニ準シ宿直職員、舎生一致協力萬全ヲ期スルモノトス</p>	<p>任務及行動ノ概要</p>	<p>本部宿直員及舎生ヲ指揮シ先ツ防空警備實施要領其一二準シ警備ニ任シ校内發火ノ際之カ防止ニツキテハ遺憾ナキヲ期スヘキモ行動ノ概要左ノ如シ</p> <p>一、警報ヲ知りタルトキハ速ニ校長ニ報告スルト共ニ寄宿舎ノ舎監ニ通報シ且ツ學校職員ニ通報ス</p> <p>二、御眞影勸語ヲ警護シ之ヲ安全地帯ニ奉還ス</p> <p>三、關係防護團及警察署等ニ連絡シ若シ校内發火ノ際ハ速ニ消防署ニ急報ス</p> <p>四、本校ノ燈火管制ヲ管理シ豫メ防空電球ヲ交付ス</p> <p>五、其他先ツ本部及監視、警戒班ヲ指揮シ後諸班ノ行動ヲ指導ス</p> <p>六、校長（庶務主任等）登校シタル時ハ狀況ヲ詳細ニ報告シ其命ニヨリ防空警備ニ服ス</p> <p>七、寄宿舎ノ救援生徒到着セハ所定ニ從ヒ區署ス但シ狀況ニヨリ其人員ヲ増減ス</p>	<p>一、警報アルヲ知リタル時ハ直ニ舎生ニ通告シ其身（辺）ヲ整理セシメ所定ノ區分ニ從ヒ舎生ノ主力（概ネ三分ノ二）ニテ本校ヲ救援セシム</p> <p>二、残留舎生ヲ指揮シ舎内外ノ防空警備ニ任シ夜間ハ特ニ燈火管制ニ遺憾ナカラシム</p> <p>三、常ニ本校ニ連絡シ生徒主事來着ノ際ハ直ニ本來ノ任務ニ服ス</p>	<p>一、本校救援ニ任スル舎生ハ直ニ本校宿直員ニ通告シ所定ノ位置ニツキ行動ス 其勤務區分概ネ左ノ如シ但シ狀況ニヨリ人員ヲ増減ス</p>	

隊	護
<p>本部 三 防空監視班 二 警護班 五</p> <p>防火班 二五（ポンプ係七、消火銚係六、手桶係七、消火器係五、搬出班一五、防毒班三、救護班二）</p> <p>二、救援區分右ノ如シト雖モ校内ノ發火其他火急ノ際ニ於テハ協力消防ニ從事スルト共ニ 御眞影ノ警護ニ遺憾ナキヲ期スヘシ</p> <p>三、搬出班ハ先ツ非常持出書類、銃器、要スレバ貴重機械類ノ搬出ニ着手シ其他ノ物件ノ搬出ハ一二狀況ニヨル</p>	

附表第四

非常持出箱配置個所及員數一覽表（本校）

個所	區分	御眞影勸語	非常持出箱	摘要
<p>校長室</p> <p>校務課</p> <p>會計課</p> <p>會務課</p> <p>教務課</p> <p>生徒課</p> <p>圖書課</p>		<p>一</p>	<p>三</p> <p>三</p> <p>一</p> <p>一</p> <p>一</p> <p>二</p>	

備考 一、非常持出書類ハ常ニ書類箱ニ收容シ持出ニ便ナラシム

ヘシ尙一見明瞭ナラシムルタメ左ノ赤紙ヲ貼付シ置クヘシ

非常持出

二、各課ニ非常持出袋ヲ備付ク

非常變災處置法

火災、震災、風水害等非常變災ノ場合ノ處置法ニ關シテハ本校規程「非常心得」ニ其ノ大綱ヲ規定セルモ災害ニ直面シテ適當ノ處置ヲ誤ルコトナキヲ期スル爲左ニ其ノ細目ヲ定メ平素之ヲ能ク知悉シ且練習ヲ行ヒ以テ萬一ノ變災ニ善處シ災禍ヲ最少限度ニ止ムルニ遺漏無カラシメントス

一、非常警報

學校備付ノ電鈴ヲ斷續的(――)ニ鳴シ同時ニ「何處火事」、「何處急險」等大聲ニテ號呼ス

二、非常變災通報

火災ノ場合之ヲ發見シタル者ハ直ニ電話ニテ消防署ニ通報ス(電話一一九番、火事ト呼フ)職員退出後、休日、夜間又ハ早朝ノ場合ハ直ニ電話又ハ其他ノ方法ニ依リ學校長ニ報告シ且出來得ルダケ廣ク職員ニ通報ス

三、非常集合

非常警報ニ依リ職員ハ定メラレタル部署ニ就キ生徒ハ最も近キ出口ヨリ最も敏速ナル行動ヲ以テ男生徒ハ表玄關前、女生徒ハ校舍北側運動場ニ集合シ職員ノ指揮スル迄其ノ位置ヲ離レス

四、消防班ノ編成及活動

豫メ構成セル消防班ハ最も機敏ニ消防ニ從事シ消防隊到着後ハ之ニ一任シテ專ラ警備、重要書類及校具等ノ搬出ニ從事ス
消防器備付ノ場所ヲ明示シ且會計課ニ於テ時々之ヲ試験シ置ク
コトヲ要ス又水道消火栓ノ位置ハ常ニ明瞭ニ之ヲ標示スヘシ
(消火器配置及水道消火栓ノ位置別圖ノ通り)

消防班ノ編成ハ生徒課ニ於テ之ヲ定ム

五、御眞影及勅語ノ奉遷

執務時間中ハ庶務課員直ニ之ニ當リ其他ノ場合ハ宿直員之ニ當ル(宿直員ハ豫テ奉安金庫ノ開キ方ヲ知悉シ置クヲ要ス)
奉遷場所ハ變災ノ狀況ニ應シ左記ノ中ニ就キ臨機之ヲ選定ス
寬永寺、東京美術學校、第二東京市立中學校

東京帝室博物館、東京科學博物館

奉遷ノ場合ハ庶務課員又ハ宿直員之ヲ捧持シ(可成小使ヲ件フ)奉遷場所ノ庶務課又ハ宿直員ニ之カ奉護ヲ依頼シ小使ヲ留置キ直ニ歸校他ノ處置ニ從事ス

六、非常搬出物品、書類等

各課掛ニ於テ豫メ「非常持出」ノ赤札ヲ貼付シ且持出袋ヲ準備シ敏速ニ之ニ格納シテ課員(適宜消防班ノ援助ヲ受ク)ハ之ヲ安全ノ場所ニ持出シ之ニ警備ヲ附ス

執務時間外ニ於テハ當直小使指揮シテ宿直員ニ於テ出來得ルダケ前記ノ處置ヲ講ス(當番巡視ハ直ニ各事務課室ノ扉ヲ開ク)時間ニ餘裕アルトキハ逐次他ノ物品ヲ搬出ス
搬出物品等ノ第一次保管所ハ正門通トス

七、警備班ノ編成及部署

消防班ニハ豫メ擔任ノ室(校長室、各課室、圖書館等)ヲ定ム
生徒ヲ以テ警備班ヲ編成シ正門、裏門(ニヶ所)及搬出物保管所ノ監視ニ當ラシム
八、圖書倉庫在庫品ノ搬出
貴重圖書及樂器等ノ搬出ハ階上ハ非常梯子ヲ使用シ階下ハ窓口

ヨリ之ヲ搬出シ本校運動場、圖書館空地ニ之ヲ保管ス
邦樂室ノ貴重文書搬出ハ圖書課ニ於テ之ヲ擔當ス

九、寄宿舎ノ消防

直ニ非常鈴ヲ鳴シ「何室火事」等ト號呼シ且校長宅及宿直室
(非常鈴)ニ通報シ又出火ノ場合ハ消防署ニ通報ス

備付消火器及水道ヲ使用シテ敏速ニ消火ニ從事セシム(舎監ニ
於テ豫メ部署ヲ定ム)

其他ノ生徒ハ適當ニ着衣シ貴重員ヲ攜帶シテ左記避難所ニ集合
避難セシム

寛永寺(裏館門ヨリ) 東京帝室博物館

授業中出火ノ場合ハ生徒ヲ寄宿舎ニ歸ラシメス一應非常集合所

ニ集合セシメタル後處置ヲ講ス

寄宿舎外ノ出火モ大凡之ニ準ス

十、備 考

以上ハ非常變災ノ場合執ルヘキ方法ノ普通ノ場合ニ過キス變災
ハ其狀況千差萬別一様ナラサルモノアルヲ以テ要ハ各員カ其ノ
責任ヲ重ンジテ周章狼狽セス而カモ機敏ニ行動シ且協力スルコ
トニ依リ初メテ適宜ノ處置ヲ執リ得ベキコトヲ念トスヘキナリ

昭和十四年〜十五年

十五年三月、選科規程改正の手續がとられている。この時の文書は
学則改正といつしよに作成されているため、便宜上「」に載せた。一の
「昭和十四年〜十五年」中の「音庶四七號ノ二」および昭和十五年三月
二十日起案の「指令案」を参照されたい。

十四年九月、女生徒の基準服が制定実施された。これは『東京音楽學
校諸規則 自昭和十四年至昭和十五年』の「第六 諸規程抜抄」「六、
生徒服制」中に次のように加えられた。

「基準服 紫紺色サージ地ワンピース型白襟トス」(二五頁)
これにより女生徒服制は通学服、式服、基準服の三通りとなった。

昭和十五年〜十六年

五月、「事務分擔規程」が一部改正された。また「擔任教官規程」の
六カ条のあとに「副擔任内規」が加えられた。

第六 諸規程抜抄

一、事務分擔規程中改正

昭和十五年五月

第四條ヲ左ノ如ク改ム

各學年ニ主任及ヒ學科擔任教官ヲ置き教授、助教授、講師中ヨリ
特命ス

學科主任ハ學校長ノ指揮ヲ受ケ教務カ幹事ト協議ノ上該學科授業
上ニ關スル事項ヲ主理ス

學科擔任教官ハ學校長ノ指揮ヲ受ケ學科主任ヲ補佐シ教務課幹事
ト協議ノ上該科ノ學科目授業上ニ關スル事項ヲ主理ス

第五條第二項トシテ左ノ如ク加フ

學科擔任教官ヲ置ク學科目左ノ如シ

一、師範科 聲 樂

一、師範科 ピアノ

一、師範科 理論、教授法

- 一、選科 唱歌
- 一、選科 ピアノ
- 一、選科 ヴァイオリン

二、擔任教官規程

〔第一條〕第六條は昭和三年を参照

副擔任内規

- 一 擔任教官ヲ輔佐スル爲メ本校職員中ヨリ副擔任若干名ヲ委囑ス
- 一 副擔任ノ擔任スヘキ生徒ハ學校長之ヲ定ム
- 一 副擔任ハ擔任教官ト協力シテ生徒ノ教導保護ニ努メ兼テ校内ノ融和親睦ニ盡スヘシ
- 一 擔任教官ハ自己ノ擔任セサル生徒ノ副擔任タルコトヲ得

九月、長唄舞踊科を選科に新設し同科生徒を募集した。次のように記されている。

第四 選科規程

- 第一條 選科ノ學科目ハ唱歌、ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、セロ、管樂、作曲、能樂議、仕舞太鼓、箏曲箏又ハ三絃及長唄唄及三味線囃子又ハ舞踊トス

〔東京音樂學校諸規則 自昭和十四年至昭和十五年〕一八頁

同じく選科規程中、以下のように一部改正された。

第十八條 授業料ハ一學科目ニ付年額金五拾圓トス但シ能樂又ハ箏曲中ノ二學科目ヲ併修スル場合ハ年額金九拾圓、三學科目ヲ併修スル場合ハ年額金百貳拾圓、四學科目ヲ併修スル場合ハ年額金百四拾圓、長唄中ノ舞踊ヲ除キタル他ノ二學科目ヲ併修スル場合ハ當分ノ内年額金五十圓トス

授業料ハ左ノ區分ニ依リ徴收シ其ノ期日ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

區分	年額五十圓	年額九拾圓	年額百貳拾圓	年額百四拾圓
第一學期	拾五圓	貳拾七圓	參拾六圓	四拾貳圓
第二學期	貳拾圓	參拾六圓	四拾八圓	五拾六圓
第三學期	拾五圓	貳拾七圓	參拾六圓	四拾貳圓

臨時入學又ハ他ノ學科目併修ヲ許サレタル者ハ直ニ其ノ學期ノ授業料ヲ納付スヘシ

授業料徴收期日前退學又ハ休學ヲ許サレタル者ハ其ノ學期ノ授業料ヲ徴收セス

既納ノ授業料ハ如何ナル場合ニモ返付セス

第十九條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ之ヲ除籍ス

- 一 無届缺席久シキニ至ル者
 - 二 屢々缺席シ出席常ナラザル者
 - 三 成業ノ見込ナキ者
 - 四 所定ノ期限内ニ試験ヲ終了セサル者
 - 五 所定ノ期間内ニ授業料ヲ納付セサル者
- 前項ニ掲ケタル場合ノ外臨機除籍ノ處置ヲナスコトアルベシ

〔東京音樂學校諸規則 自昭和十四年至昭和十五年〕一九頁

昭和十六年二月「本校學友會解散並報國團結成式ヲ學ク」(「東京音樂學校一覽」自昭和十六年至昭和十七年「沿革略」三六頁)

「東京音樂學校報國團規程」が「一覽」自昭和十五年至昭和十六年に記載されている。これにより昭和五年より十年間にわたり「東京音樂學校一覽」に記載されてきた「學友會」は「報國團」と名称を変え、國家總動員の時勢にあつて「一致協力臣道實踐の至誠を捧げ」る組織へと移行することとなる(「學友會規則」については本項「昭和五年」六年参照)。

東京音樂學校報國團規程

第一條 本團ハ東京音樂學校報國團ト稱ス

第二條 本團ハ一致協力臣道實踐ノ至誠ヲ捧ゲ國民的性格ノ鍊成、

國民文化ノ昂揚ヲ以テ使命トス

第三條 本團ハ東京音樂學校職員及ビ生徒ノ全員ヲ以テ組織ス

第四條 本團ハ左ノ部及ビ班ヲ置ク

一 總務部 校風作興ノ中心トナリ各部ノ事業ニ關シ企畫統制

ヲ行ヒ常ニ之ガ運行ノ推進力トナル

二 鍊成部 各種作業ヲ通ジテ專ラ行的ナル身心ノ鍊成ヲ爲シ

左ノ二班ニ分ツ

イ 鍛鍊班 體育運動、勤勞奉仕作業、剛健旅行、合宿訓練

等ヲ行フ

ロ 訓練班 射撃、防空聽音、電信電話ヲラジオノ發信受信、

信號等ノ研究及訓練ヲ爲ス

三 文化部 學術技藝ニ關シ指導訓練ヲ爲シ、左ノ二班ニ分ツ

イ 學術班 音樂ニ關スル研究ヲ指導シ又其ノ成果ヲ適宜發

表ス

ロ 演奏班 音樂修鍊ノ成果發表ノ爲年數回演奏ヲ行フ

四 生活部 風紀、保健等生徒ノ生活全般ニ亘リテ指導、經營

ヲ爲ス

第五條 本團ニ左ノ役員ヲ置ク

團長一名 部長四名 班長四名 理事若干名 會計主任一名

幹事若干名

第六條 團長ハ東京音樂學校長之ニ當リ、本團ヲ統轄シ役員ヲ任免

ス

第七條 總務部長ハ生徒主事又ハ教授ヲ以テ之ニ充テ、團長ヲ輔佐

シ部務ヲ掌理ス

第八條 鍊成、文化、生活各部ノ部長ハ生徒主事又ハ教授ヲ以テ之

ニ充テ、各擔任部務ヲ掌理ス

第九條 各班ノ班長ハ教授、生徒主事及ビ其ノ他ノ職員ヲ以テ之ニ

充テ、各所屬部ノ部長ヲ補佐シ班務ヲ掌

第十條 總務部理事ハ生徒主事、學科主任、各部ノ部長ヲ以テ之ニ

充テ、部長ヲ補佐シ部務ニ參畫ス

第十一條 鍊成、文化、生活各部ノ理事ハ東京音樂學校職員ヲ以テ

之ニ充テ、各所屬部ノ部長ヲ補佐シ部務ニ參畫ス

第十二條 會計主任ハ東京音樂學校會計課主任ヲ以テ之ニ充テ、總

務部長ノ指揮ヲ承ケ本團ノ會計ヲ掌ル

第十三條 幹事ハ團長ノ適當ト認ムル生徒ヲ以テ之ニ充テ、各部

各班及ビ會計主任ニ分屬シ部長、班長及會計主任ノ指導ノ下ニ

部務ニ參畫ス

第十四條 幹事ノ任期ハ一ケ年トシ、毎年四月之ヲ命ズ

第十五條 本團ノ經費ハ團費、補助金及ビ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第十六條 團員ハ團費トシテ左ノ金額ヲ納ムベシ

一 職員 毎月俸給三百分ノ一以上

二 生徒 入團金 金三圓 團費 一ケ年金八圓但シ臨時團費

ヲ徴收スルコトアルベシ

第十七條 本團ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日

ヲ以テ終ル

本團ノ豫算ハ每會計年度開始前ニ總務部長之ヲ作成シ團長ノ決

裁ヲ經テ之ヲ決定ス

第十八條 本規程ハ必要アリト認メタル時團長之ヲ變更ス

團友規則

本團ハ音樂普及ノ爲左ノ規定ニ依リ團友ヲ募集ス

一 普通團友

イ 團友費金壹圓(三回分) 及金貳圓(六回分)

ロ 普通團友ハ年九回ノ本團洋樂演奏會年三回ノ本團邦樂演

奏會及年數回ノ本校演奏會豫行演奏ニ來聽スルコトヲ得

二 臨時團友

イ 團友費金五拾錢但シ約十名以上ノ生徒團體ニシテ當該學

校ヲ經テ申込ミタルトキハ一人金參拾錢百人以上ノ場合

ハ一人金貳拾錢ニ割引ス

ロ 臨時團友ハ普通團友ノ來聽シ得ヘキ演奏中一回來聽スル

コトヲ得

三 團友ノ申込

東京音樂學校内本團會計係ニ於テ臨時申込ヲ受ク

(東京音樂學校一覽 自昭和十五年至昭和十六年「一四一」一四四頁)

昭和十七年〜十八年

「六月 評議員會規程中改正シ第一條中「教授」ノ次ニ「事務官」ヲ

加ヘ、第一條第一號中「教授」ノ次ニ「事務官」ヲ加フ」(東京音樂學

校一覽 自昭和十六年至昭和十七年「三八頁)

この改正に関する文書は、同じ日付で提出された学則改正案といつし

よに処理され、文部省からの許可も同じ五月十八日付で起案されてい

る。一の項参照。

音庶第一一三號

本校評議員會規程中改正ノ件上申

東京音樂學校諸規程第二項評議員會規程中左記ノ通り改正致度ニ付

御許可相成此段上申候也

昭和十七年五月十三日

東京音樂學校長 乘 杉 嘉 壽印

文部大臣 橋 田 邦 彦 殿

記

評議員會規程中改正案

一、第一條中「教授」ノ次ニ「事務官」ヲ加フ

一、第一條第一號中「教授」ノ次ニ「事務官」ヲ加フ

理由

從來職務上ノ議員ハ幹事、生徒主事及課又ハ掛主任タル教授及

助教授ニ限レルヲ事務官ヲ含メントスルニ由ル

ヲ新ニ事務官ヲ加ヘントスルモノナリ

〔手書き〕

〔東京音楽學校規則 第二冊〕

諸規程拔萃

二、評議員會規程

第一條 教授、助教授及講師中ヨリ評議員若干名ヲ置ク

一 職務上ノ議員 幹事、生徒主事及課又ハ掛主任タル教授及

助教授

一 互選議員 職務上ノ議員ト同數、任期一學年間

第二條 評議員會ハ諸般ノ事項ニ付諮詢ヲ要スルトキ學校長之ヲ召

集ス

第三條 評議員會ニハ必要ニ應シ員外ノ職員ヲ列席セシムルメコト

アルヘシ

〔和文タイプ〕

〔東京音楽學校規則 第二冊〕

案ノ二

年月日

局長

東京音楽學校長宛

評議員會規程中改正ノ件

五月十三日附音庶第一一三號ヲ以テ標記ノ件ニ許可申請有之タル處
右ハ御申越ノ通り實施相成差支無之ニ付御了知相成度

〔備考〕

評議員會規程第一條中「教授」ノ次ニ事務官ヲ加ヘントスルモノ
ニシテ、從來幹事、生徒主事及掛主任タル教授、助教授ニ限レル